

官報

号外 昭和四十四年三月二十日

○第六十一回 衆議院會議録 第十六号

昭和四十四年三月二十日(木曜日)

議事日程 第十号

昭和四十四年三月二十日

午後二時開議

- 第一 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 罰金格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

- 一 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
- 二 国務大臣の演説(中小企業基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策について)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案外一案

午後二時八分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

日程第一 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、日程第二、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「九人以下」を「十二人以下」に改める。

第十四条(見出しを含む)、第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項及び第二項中「地方委員」を「委員」に改める。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに第四十五条第五項中「地方委員」を「委員」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務の適正化及び能率化を図るため、同委員会を組織する委員の定数を増加するとともに、同委員会の事務局の専任の事務局長を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、二五三人」を「一、二六八人」に、「七三四人」を「七六二人」に改める。

第二条中「二万九百二十六人」を「二万四千四百五十人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事大村襄治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案外一案 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

「大村襄治君登壇」

○大村襄治君 たいだいま議題となりました二法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務処理の適正迅速化及び能率化をはかるため、現在三人以上九人以下の委員で組織することとなっている委員会を、三人以上十二人以下の委員をもって組織することに改めるとともに、委員のうち法務大臣の指名する者が事務局長を兼務することとされているのを改め、専従の事務局長を置く等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十三日当委員会に付託され、二月二十七日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、三月十八日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、裁判所職員の員数を増加しようとするものであります。その内容は、第一に、高等裁判所における訴訟事件の適正迅速な処理をはかるため判事十五人、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件等の増加に対処するため、簡易裁判所判事二十八人をそれぞれ増加し、第二に、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判官以外の裁判所職員を百十九人増加しようとするものであります。

本案は、二月十三日当委員会に付託され、二月二十七日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議

を行ない、三月十九日、質疑を終了し、次いで討論に入り、三月十九日、日本共産党から反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 漁港整備計画の変更について承認を

求めるの件

○議長(石井光次郎君) 日程第三、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案、日程第四、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件、右両件を一括して

議題といたします。

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律

蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 蘭及び生糸の価格の異常変動の防止に

関する措置(第二条―第十二条の三)

第三章 蘭及び生糸の価格の中間安定に関する

措置(第十二条の四―第十二条の十三)

第四章 日本蚕糸事業団

第一節 総則(第十二条の十四―第十二条の

二十六)

第二節 役員等(第十二条の二十七―第十二

条の四十)

第三節 業務(第十二条の四十一―第十二条

の四十二)

第四節 財務及び会計(第十二条の四十三―

第十二条の五十一)

第五節 監督(第十二条の五十二―第十二条

の五十三)

第六節 雑則(第十二条の五十四)

第五章 補則(第十三条―第十六条)

第六章 罰則(第十七条―第十九条の三)

附則

第一章 総則

第一条中「安定を図るために」を「安定に資する

ため」に、「価格の異常な変動を防止する」を「価格について、安定価格帯をこえる異常な変動を防止するとともに、必要に応じ、安定価格帯の相当な水準における価格の安定を図る」に改め、同条の次に次の章名を附する。

第二章 蘭及び生糸の価格の異常変動の防

止に関する措置

第二条を次のように改める。

「(異常変動の防止のための生糸の買入れ及び売渡し)

第二条 日本蚕糸事業団(以下「事業団」という。)は、蘭及び生糸の価格の異常な変動を防止するため、生糸の売渡しの申込みに応じ予算の範囲内において安定下位価格でその申込みに係る生糸を買入れ、及び生糸の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で生糸を売り渡さなければならない。

第三条の見出しを(安定下位価格及び安定上位価格)に改め、同条第一項中「最高価格」を「安定下位価格」に、「最低価格」を「安定上位価格」に、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「最高価格」を「安定下位価格」に、「最低価格」を「安定上位価格」に改める。

第四条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位価格及び安定上位価格」に改める。

第五条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位価格及び安定上位価格」に、「改定する」を「変更する」に改める。

第六条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位価格及び安定上位価格」に、「改定した」を「変更した」に改める。

第七条の見出し中「買入れ」を「買入れの対

象となる」に改め、同条中「政府」を「事業団」に改め、「生糸は」の下に、「国内において製造された生糸であつて」を加え、「基く」を「基づく」に、「省令」を「農林省令」に、「ものに限る」を「ものに限るものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(完渡しの対象となる生糸)

第七條の二 第二條の規定により事業団が売り渡す生糸は、次の各号に掲げる生糸(その生糸に係る第十二條第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む。)に限るものとする。

一 第二條の規定による買入れによつて事業団が保有する生糸

二 第十二條の二第一項の規定による加工又は交換によつて事業団が保有する生糸

三 次項の規定による所屬替えにより第十二條の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定に属する生糸

2

事業団は、生糸の価格の異常な騰貴により生糸の輸出が減少することを防止するには、第十二條の四の規定により売り渡す生糸の数量を制限して第二條の規定により売り渡す生糸の数量を増加する必要があると認められる場合には、農林大臣の承認を受け、予算の範囲内において、第十二條の四の規定により買入れられて保有する輸出適格生糸(輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で農林省令で定めるものをいう。以下同じ。)のうち、その買入れ後第十二條の六の政令で定める期間を下らない期間で農林省令で定めるものを経過してなお保有しているもの(当該輸出適格生糸に係る第十二條の十第一項の規定による買換えによつて保有している輸出適格生糸を含む。)をその属する勘定から第十二條の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定

に所屬替えをすることが出来る。

3 農林大臣は、前項の規定による所屬替えの結果事業団が第一項に規定する生糸(以下この項、第九條の二第一項、第九條の三第一項及び第十二條第一項において「完渡対象生糸」という。)として保有することとなる輸出適格生糸の数量(その所屬替えの際現に事業団が完渡対象生糸として保有している輸出適格生糸があるときは、その数量を含む。)の合計が生糸の輸出を確保するために必要と認められる政令で定める一定数量をこえることとなるとき、又はその輸出適格生糸の数量の合計に事業団が完渡対象生糸として保有している他の生糸の数量を加えた総数量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとなるときは、前項の承認をしてはならない。

4 第二項の規定による所屬替えの価格は、当該輸出適格生糸の買入れの価格にその所屬替えをする時までの保管に要する費用の額を加えて得た額を下らない範囲内において、事業団が農林大臣の承認を受けて定める。

第八條の見出しを「(買入れ又は完渡しをしない場合)」に改め、同条各号列記以外の部分中「政府」を「事業団」に、「左の」を「次の」に、「買入れ又は完渡の申込」を「完渡しをする旨の申込み」に改め、同条第一号中「買入れ又は完渡の申込が省令」を「その申込みが農林省令に改め、同条第二号中「完渡の申込」を「その申込み」に、「前条」を「第七條」に、「六箇月」を「六月」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

第八條に次の一項を加える。

2 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二條の規定による完渡しをしないことができる。

一 その完渡しを受ける旨の申込みが前項第一号の農林省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その完渡しを受けることが買占めその他に

よる不当の利得を目的として行なわれると認められるとき。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

第九條の見出し中「条件付完渡し」を「条件付完渡し」に改め、同条中「政府」を「事業団」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第九條の二を削り、第九條の三の見出し中「完渡し」を「完渡し」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「第二條若しくは前条第一項の規定による買入れ、第十二條第一項の規定による加工若しくは交換によつて保有する生糸の数量」を「完渡対象生糸の保有数量」に、「前条第四項」を「第七條の二第三項」に改め、「こえるときは」の下に、「農林大臣の承認を受けて」を加え、同条第二項中「完渡し」を「完渡し」に、「政令で定めるところにより」を「第三條第一項の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める基準としたに」、「日本蚕糸事業団法第三十四條第一項第一号に掲げる標準完渡し価格」を「第十二條の四の標準中間完渡し価格」に改め、同条第三項中「完渡し」を「完渡し」に改め、同条を第九條の二とする。

第九條の四第一項中「政府」を「事業団」に改め、「必要があるときは」の下に、「農林大臣の承認を受けて」を加え、「輸出適格生糸」を「輸出適格生糸で完渡対象生糸であるもの」に改め、同条第二項中「政府」を「事業団」に改め、「加えて得た額」の下に「(第七條の二第二項の規定による所屬替えに係るものにあつては、その所屬替えの価格にその所屬替え後の保管に要する費用の額を加えて得た額)を加え、同条を第九條の三とする。

第十條第一項中「買占め」を「買占め」に改め、同条第二項中「最高価格」を「安定上位価格」に改め、同条第三項中「政府」を「事業団」に、「買入れ」を「買入れ」に、「最低価格」を「安定下位価格」に改め、「農林大臣の定める額」の下に「(以下「最低額」という。))」を加え、「省令」を「農林省令」に、「完渡し」を「完渡し」に、「予算の範囲内において、政令」を「予算の範囲内において、農林省令」に改

め、同条第二項中「政府」を「事業団」に改め、「認めるときは」の下に、「予算の範囲内において」を加え、同条第三項中「政府の買入れ」を「事業団の買入れ」に、「政令」を「農林省令」に、「第一項の規定により農林大臣の定める額」を「最低額」に、「農林大臣が」を「事業団が農林大臣の承認を受けて」に改め、同条に次の三項を加える。

4 農林大臣は、第一項の指定又は承認をしようとするときは、事業団の意見を聞かなければならない。

5 最低額は、第四條の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める際、あわせて定めるものとする。

6 農林大臣は、最低額を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十二條の見出しを「(整理のための生糸の完渡し等)」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「その保有する生糸」を「その保有する完渡対象生糸」に改め、「貯蔵し、加工し」を削り、「その生糸の種類及び織度を同じくする他の」を「その範囲内において、その生糸と同一の種類、織度及び数量の」に改め、同条第二項中「完渡し」を「完渡し」に、「時価に準拠して農林大臣が」を「時価に準拠して事業団が農林大臣の承認を受けて」に改め、同条第三項中「買換のための完渡し及び買入れ」を「買換のための完渡し及び買入れ」に、「行なわなければならない」を「改める。

第十二條の二の見出しを「(繭の完渡し等)」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「その保有する」を「第十一條第二項の契約により買入れられて保有する」に、「若しくは加工し、又は」を「又は」に改め、同条第二項中「完渡し」を「完渡し」に改め、同条第三項中「政府」を「事業団」に改める。

第十二條の三を次のように改める。

(外国産生糸に対する措置)

第十二條の三 政府は、外国産の生糸の価格の低

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

繭糸價格安定法の一部を改正する法律案外一件

四五二

落その他予想されなかつた事情の変化により生糸の輸入が増加したため、国内における生糸の需給が著しく均衡を失ひ、わが国の蚕糸業の経営の安定に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、必要があるときは、生糸の輸入に關し、当該事態を克服するため相当地と認められる措置を講ずるものとする。

第十二条の三の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 繭及び生糸の價格の中間安定に關する措置

(中間安定を圖るための生糸の買入れ、売戻し及び売渡し)

第十二条の四 事業団は、生糸の價格を安定上位價格をこえずかつ安定下位價格を下らない範圍内における相當な水準に安定させるため、投資者で第十二条の十八第二号に掲げるもの又は投資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる同号の製糸業者からの生糸の売渡しの申込みに応じ予算の範圍内において中間買入價格で生糸を買入れ、その買入れに係る生糸を第十二条の六の約定に基づきその相手方の請求に応じ売戻し、及び生糸の價格が標準中間売渡價格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その買入れに係る生糸(当該生糸に係る第十二条の十一第一項の規定による買換えによつて保有する生糸を含む。)を政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

(中間買入價格及び標準中間売渡價格)

第十二条の五 標準生糸についての前条の中間買入價格及び標準中間売渡價格は、標準生糸の安定上位價格をこえずかつ標準生糸の安定下位價格を下らない範圍内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の價格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の價格(以下

「基準生糸」という。)を基準として、事業団が定めるものとする。

2 標準生糸以外の生糸についての前条の中間買入價格及び標準中間売渡價格は、標準生糸の中間買入價格又は標準中間売渡價格に第三條第二項の規定により標準生糸の安定下位價格又は安定上位價格に加減すべき額として算出された額をそれぞれ加減して得た額とする。

3 事業団は、標準生糸の中間買入價格及び標準中間売渡價格を、農林省令で定める期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 基準生糸は、第四條の規定により標準生糸の安定下位價格及び安定上位價格を定める際、あわせて定めるものとする。

5 農林大臣は、基準生糸を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

6 農林大臣は、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準生糸の中間買入價格及び標準中間売渡價格を告示しなければならない。

(売戻しの約定)

第十二条の六 事業団は、農林省令で定めるところにより、第十二条の四の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの價格に相當する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

(買入れ又は売渡しの対象となる生糸)

第十二条の七 第十二条の四の規定により事業団が買入れることができる生糸は、同条の規定による売渡しをする旨の申込みをした同条の出

資者又は製糸業者が国内において製造した生糸(その者が他に委託して国内において製造した生糸を含む。)であつて蚕糸業法第十六條第一項の規定に基づく検査の結果農林省令で定める種類、織度及び品位の生糸と決定されたものに限るものとする。

2 第十二条の四の規定により事業団が売り渡すことができる生糸は、同条の規定により事業団が買入れて保有する生糸のうちその買入れ後前条の政令で定める期間を経過してなお事業団が保有しているもの(その生糸に係る第十二条の十第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む、第七條の二第二項の規定による所屬替えをした生糸を除く。)に限るものとする。

(買入數量の限度)

第十二条の八 事業団が毎事業年度第十二条の四の規定により買入れることができる生糸の數量は、政令で定める數量を限度とする。ただし、事業団が同条の規定により買入れて保有する生糸を当該事業年度に売り渡した場合に、当該政令で定める數量に当該売渡しに係る生糸の數量(その數量が当該政令で定める數量をこえるときは、当該政令で定める數量)を加えて得た數量を限度とする。

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条の九 事業団は、第八條第一項各号の一に該當する場合若しくは売渡しをする旨の申込みをした者についてその者が第十二条の十一第一項の基準繭価に達しない價格で繭を買入れ若しくは買入れられるおそれがあると認める場合

には第十二条の四の規定による買入れをせず、又は第八條第二項各号の一に該當する場合には第十二条の四の規定による売渡しをしないものとする。

(生糸の買換え)

第十二条の十 事業団は、その保有する第十二条の七第二項に規定する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範圍内において、これを同一の種類、織度及び數量の生糸に買ひ換へることができる。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行なわなければならない。

(乾繭の売渡し等の受託)

第十二条の十一 事業団は、繭の売買取引が基準繭価に達しない價格で行なわれるおそれがあると認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第二項の農林省令で定める期間ごとに、繭の價格が前項の基準繭価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾繭の數量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 事業団は、前項の承認を受けた數量の範圍内でなければ、第一項の委託を受けることができ

(基準繭価)

第十二条の十一 前条第一項の基準繭価は、最低

蘭価を下らない範囲内において、蘭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる蘭価水準の実現を図ることを旨とし、基準系価を参酌して、事業団が定めるものとする。

2 事業団は、前条第一項の基準蘭価を、農林省令で定める期間ごとに、その期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 農林大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る基準蘭価を告示しなければならない。

(蘭の価格に関する勧告)

第十二条の十三 農林大臣は、蘭の売買取引が第十二条の十一第一項の基準蘭価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。)から蘭を買い入れるに当たつては同項の基準蘭価以上の価格によるべきことを勧告することができる。

第四章 日本蚕糸事業団

第一節 総則

(目的)

第十二条の十四 事業団は、蘭及び生糸の価格について、安定価格帯をこえる異常な変動を防止するとともに、安定価格帯の相当な水準における価格の安定を図るため、生糸の買入れ、売戻し及び売渡し、蘭の保管に要する経費の助成、委託による乾蘭の売渡し等の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十二条の十五 事業団は、法人とする。

(事務所)

第十二条の十六 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十二条の十七 事業団の資本金は、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の際現に日本蚕糸事業団法(昭和四十一年法律第三号)による日本蚕糸事業団が有していた資本金の金額と蘭糸価格安定法の一部を改正する法律附則第四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされる金額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第十二条の十八 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

- 一 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 二 製糸業者(製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林省令で定める者に限る。次号において同じ。)
- 三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林省令で定めるその他の法人

第十二条の十九 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

ることができない。

(出資証券)

第十二条の二十 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十二条の二十一 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第十二条の二十二 政府以外の出資者(第十二条の五十四第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡し)

第十二条の二十三 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第十二条の十八各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十二条の二十四 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十二条の二十五 事業団でない者は、日本蚕糸事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十二条の二十六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員等

(役員)

第十二条の二十七 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十二条の二十八 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十二条の二十九 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)
第十二条の三十 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

四五四

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二条の三十一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十二条の三十二 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十二条の三十三 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十二条の三十四 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十二条の三十五 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十二条の三十六 事業団の職員は、理事長が任命する。

命する。

(運営審議会)

第十二条の三十七 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べるることができる。

第十二条の三十八 運営審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、事業団の業務に關し學識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十二条の三十一第一項ただし書及び第二項並びに第十二条の三十二第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第十二条の三十九 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十二条の四十 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第十二条の四十一 事業団は、第十二条の十四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 第二章及び第三章の規定により、生糸の買入れ、売戻し及び売渡し(第五号の委託による売渡しを除く)を行なうこと。

二 第十一条の規定により、蘭の保管に要する経費について助成し、及びその保管に係る蘭の買入れを行なうこと。

三 第十二条の二の規定により、蘭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること(次号の委託により、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換することを除く)。

四 第十二条の十一第一項の規定による委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

五 前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

六 前各号に掲げる業務に伴う生糸又は蘭の保管を行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定における前事業年度の損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、蘭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業に対する助成を行なうことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第十二条の四十二 事業団は、前条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合には、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

業務方法書(変更の認可を受けた場合に於ては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第四節 財務及び会計

(区分経理)

第十二条の四十三 事業団の経理については、次に掲げる業務に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条の四十一第一項第一号に掲げる業務(第二条の規定による生糸の買入れ及び売渡し、第九条の三第一項の規定による生糸の売渡し並びに第十二条第一項の規定による生糸の売渡し及び買入れに係るものに限る)。

二 第十二条の四十一第一項第二号及び第三号に掲げる業務。

三 第十二条の四十一第一項第六号に掲げる業務(前二号に掲げる業務に伴うものに限る)。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

2 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律附則第四條第三項の規定により政府から事業団に出資があつたものとされる金額に係る経理は、前項各号に掲げる業務に係る勘定において行なうものとする。

(事業年度)

第十二条の四十四 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第十二条の四十五 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に關し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画(これらの変更の認可を受けた場合に於ては、その変更に係る

部分)を出資者に通知しなければならない。
(財務諸表)

第十二条の四十六 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に係る財務諸表を出資者に交付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し又は出資者に交付するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第十二条の四十七 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、前二項の規定により整理をしたとすれば、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定と他の勘定のいずれか一方に前項の規定による繰越欠損金があり他の勘定に第一項の規定による積立金があることとなる場合において、当該繰越欠損金があることとなる勘定において整理される業務の円滑な運営を図るために必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、当該繰越欠損金となるべき欠損金をうめるため、当該勘定に、当該積立金があることとなる勘定からその積立金となるべき金額の全部又は一部を当該積立金となるべき金額を減額して繰り入れることができる。

金額の全部又は一部を当該積立金となるべき金額を減額して繰り入れることができる。

(借入金)
第十二条の四十八 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定の負担に於いてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ得る債務を除く。)について保証することができ得る。

(余裕金の運用)

第十二条の四十九 事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第十二条の五十 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)
第十二条の五十一 この法律に規定するもののは、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

(監督)
第十二条の五十二 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第十二条の五十三 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(解散)
第十二条の五十四 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができ得る金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第五章 補則

第十三条第一項各号列記以外の部分中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、「(昭和七

年法律第二十九号)を削り、「(元渡の仲立)を「元渡しの仲立ち」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同項第三号中「依數」を削り、同項第六号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第九号中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同項第十二号中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同項第十三号中「買入又は元渡」を「買入れ又は元渡し」に改め、同項第十四号各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「當る」を「当たる」に改め、同項第十二号中「受渡」を「受渡し」に改める。

第十四条第一項中「仲立若しくは取次」を「仲立ち若しくは取次ぎ」に、「省令」を「農林省令」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第十二条の五十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(協議)
第十五条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十二条の十七第二項、第十二条の四十一第二項若しくは第三項、第十二条の四十二第二項、第十二条の四十五第一項又は第十二条の四十八第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第十二条の十一第二項、第十二条の四十六第一項、第十二条の四十七第三項又は第十二条の五十の規定による承認をしようとするとき。

三 第七條の二第二項、第十一条第一項若しくは第三項、第十二條の四十二第二項又は第十二條の五十一の規定により農林省令を定めようとするとき。

四 第十二條の四十九第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第十六條 削除

第十七條の前に次の章名を附する。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

四五六

第六章 罰則

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 第十二条の三十九の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 第十二条の五十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条中「前二条を」を「第十七条及び第十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 次の各号の一に該当する場合に於て、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならぬ場合において、その書類の送付をしなかつたとき。

三 第十二条の二十一第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第十二条の二十一第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十二条の二十四第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第十二条の四十一第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第十二条の四十九の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第十二条の五十二第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第十九条の三 第十二条の二十五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則中第三項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 事業団は、当分の間、第十二条の四十一の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の輸出を確保するための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務（その生糸に係る買入れのための生糸の買入れ及び売渡しの業務を含む。）並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4 前項の認可は、事業団が繭及び生糸の価格の相当な水準における安定を図るために必要な数量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため特に必要があると認められる場合に、するものとする。

5 事業団は、附則第三項に規定する業務として生糸の売渡し（買入れのための売渡しを除く。）を行なうに当たつては、その生糸を輸出すべきことその他の必要な条件を附さなければならない。

6 第十二条の四十二の規定は、附則第三項に規定する業務について準用する。

7 附則第三項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第十二条の四十一第三項中「前二項の規定により行なう業務」とあるのは「前二項の規定により行なう業務及び附則第三項の規定により行なう業務」と、第十五条第一号中「第十二条の四十二第一項」とあるのは「第十二条の四十二第一項（附則第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第十二条の四十二第二項」とあるのは「第十二条の四十二第二項（附則第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第四号中「第十二条の四十二第三項」とあるのは「第十二条の四十二第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第十二条の四十二第四項」とあるのは「第十二条の四十二第四項（附則第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第六号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第三項に規定する業務以外」とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の成立等)
第二条 日本蚕糸事業団法（昭和四十一年法律第三号）による日本蚕糸事業団（以下「旧事業団」という。）は、この法律の施行の時に於いて、改正後の繭糸価格安定法（以下「新法」という。）による日本蚕糸事業団（以下「新事業団」という。）となるものとする。

2 日本蚕糸事業団法の規定により旧事業団に対してした処分、手続その他の行為又は同法の規定により旧事業団がした手続その他の行為は、新法の相当規定により新事業団に対してしたものと又は新法の相当規定により新事業団がしたものとみなす。

(蚕糸安定特別会計法の廃止)
第三条 蚕糸安定特別会計法（昭和二十六年法律第三十一号）は、廃止する。

2 蚕糸安定特別会計の昭和四十二年及び昭和四十三年の決算の処理に關しては、なお従前の例による。

(蚕糸安定特別会計からの権利及び義務の承継等)
第四条 この法律の施行の際現に改正前の繭糸価格安定法（以下「旧法」という。）の規定に基づく生糸の買入れ、売渡し、貯蔵及び加工、繭の買入れ、売渡し、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成に關し國が有する権利及び義務は、次項の規定により一般会計に歸属する蚕糸安定特別会計の資産を除き、この法律の施行の時に於いて新事業団が承継する。

2 この法律の施行の際における蚕糸安定特別会計の資産の価額から負債の価額を控除した残額が三十億円をこえる場合には、そのこえる額に相当する価額の蚕糸安定特別会計の資産を農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるものは、この法律の施行の時に於いて一般会計に歸属する。

3 第一項の規定による新事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継に係る蚕糸安定特別会計の資産の価額からその承継に係る蚕糸安定特別会計の負債の価額を控除した

残額に相当する金額は、その承継の時に於いて政府から新事業団に出資されたものとする。

4 第二項の規定により一般会計に歸属する現金は、一般会計の歳入とする。

(日本蚕糸事業団法の廃止)
第五条 日本蚕糸事業団法は、廃止する。

2 日本蚕糸事業団法の廃止の際現に同法第三十四条第一項の規定により定められている標準売渡価格及び買入価格は、新法第十二条の五十一項の規定により定められ、若しくは同条第二項の規定により算出された標準中間売渡価格又は中間買入価格とみなす。

3 日本蚕糸事業団法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条の規定により定められている標準生糸の最高価格及び最低価格は、新法第三条第一項の規定により定められた標準生糸の安定上価格又は安定下位価格とみなす。

第七条 旧法第二条の規定による買入れにより政府が保有する生糸で附則第四条第一項の規定により新事業団が承継したものがあるときは、当該生糸は、新法第七条の二第一項の規定の適用については、新法第二条の規定による買入れにより新事業団が保有する生糸とみなす。

第八条 旧事業団の昭和四十三年六月一日に始まる事業年度は、日本蚕糸事業団法第三十六条の規定にかかわらず、昭和四十四年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 新事業団の昭和四十四年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第十二条の四十五第一項中「開始前」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。（国庫余裕金の繰替使用に關する法律の一部改正）

第十条 国庫余裕金の繰替使用に關する法律（昭和二十四年法律第六十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条第一項中「及び糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百十一号)第八條第一項又は第九條第一項の証券」を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号の二を削る。

第十二條中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十六條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正)

第十二條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「糸価安定特別会計」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)
---------	------------------------

(法人税法の一部改正)

第十四條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)
---------	------------------------

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

理由

繭及び生糸の価格安定機構の簡素化及び合理化を図る必要性にかんがみ、糸価安定特別会計を廃止して、従来繭糸価格安定法に基づいて国が行なつてきた生糸の買入れ及び売渡し、繭の保管に要する経費の助成等の業務を日本蚕糸事業団に一元的に行なわせることとし、これに伴い日本蚕糸事業団に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁港法第十七條第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和四十四年三月三日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

漁港法第十七條第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
件

内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七條第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

(別紙)

漁港整備計画

わが国水産業が動物性たん白質食糧の供給部門として国民経済上重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このためには、まず漁業の根拠地である漁港について、漁業の動向に即応して全国にわたり計画的に整備拡充し、その機能を増進させ、もつて漁業生産の増大と経営の近代化に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状を基礎とし、将来における漁業生産の確保と漁船勢力の増大、流通機構の改善、地域社会の基盤強化の観点から、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、沿岸漁業の振興上重要な漁港および漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

2 整備漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上重要であり、かつ、漁港施設

の不足度の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要あるものを採択する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和四十四年度

2 整備漁港
第一種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
北海道	日 梨 泊	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設
	宗 谷	外かく施設 けい留施設 水域施設
	内 路	外かく施設 けい留施設 水域施設
	新 湊	外かく施設 けい留施設 水域施設
	西 浦	外かく施設 けい留施設 水域施設
	前 浜	外かく施設 けい留施設 水域施設
	祝 津	外かく施設 けい留施設 水域施設
	泊(後志)	外かく施設 けい留施設 水域施設
	千 走	外かく施設 けい留施設 水域施設
	美谷(瀬棚)	外かく施設 けい留施設 水域施設
	鷗 泊	外かく施設 けい留施設 水域施設
	上 浦	外かく施設 けい留施設 水域施設
	豊 浜	外かく施設 けい留施設 水域施設
	沙 吹	外かく施設 けい留施設 水域施設
	稲 穂	外かく施設 けい留施設 水域施設
	住 吉	外かく施設 けい留施設 水域施設
	落 部	外かく施設 けい留施設 水域施設
	富 浜	外かく施設 けい留施設 水域施設
	春 立	外かく施設 けい留施設 水域施設
	笛 舞	外かく施設 けい留施設 水域施設
	大 樹	外かく施設 けい留施設 水域施設
	厚 内	外かく施設 けい留施設 水域施設

以降五年間に、三七〇港の漁港について、それぞれの漁港に適應した外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設および漁港施設用地を整備する。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

青 森	岩 手	宮 城	山 形	福 島	千 葉	東 京
一本木 下 手 浜 尻 屋	音 種 市 外かく施設 外かく施設 外かく施設	江の島 北 上 大 須 菖 蒲 田	吹 浦 外かく施設 外かく施設 外かく施設	請 戸 釣 師 浜 外かく施設 外かく施設 外かく施設	飯 岡 外かく施設 外かく施設 外かく施設	洞 輪 沢 岡 田 若 郷
外かく施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 水城施設 水城施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 漁港施設用地 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設
輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設

静 岡	三 重	兵 庫	鳥 取	山 口	愛 媛	福 岡	佐 賀	長 崎
岡 地 頭 方	重 豊 津	庫 浅 野	取 酒 津	口 平 郡	媛 津 津 塚	岡 両 開	賀 加 唐 島	崎 楠 泊
外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水城施設
輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

[illegible][illegible]

四六〇

[illegible]

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 關糸價格安定法の一部を改正する法律案外一件

山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知
佐賀 秋穂 掛淵 徳山 牛通 黄波 戸島	由岐 椿泊 中林 栗田	引田 高松 伊吹	上灘 宮窪	安芸 三津 田野
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設

熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡
星 鹿 生 月 神 浦 小 賀 田 助 薄 香 奈 摩 三 井 樺 島	波 多 道 越 神 集	鐘 崎 志 賀 西 浦 福 吉 沖 端 中 島 大 島 相 島	窪 津
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地	漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地	漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地	漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地

[illegible]

千 葉	大 原	鴨 川	千 倉	勝 浦	小 湊	天 津	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井	静 岡	愛 知	京 都	大 阪	兵 庫
外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設

和 歌 山	鳥 取	島 根	広 島	山 口	徳 島	愛 媛	高 知	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分
和歌浦 外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	網代 外かく施設 けい留施設 水域施設	恵曇 外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	草津 外かく施設 けい留施設 輸送施設 漁港施設用地	仙崎 外かく施設 けい留施設 漁港施設用地 輸送施設	牟岐 外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	深浦 外かく施設 けい留施設	室戸岬 外かく施設 けい留施設 水域施設	清佐 外かく施設 けい留施設 水域施設	館浦 外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	牛深 外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	蒲江 外かく施設 けい留施設

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 嗣糸福格安定法の一部を改正する法律案外一件

山形飛鳥島	外かく施設	けい留施設	水域施設
千葉片貝	外かく施設	水域施設	
東京八重根	外かく施設	けい留施設	水域施設
阿古	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
三浦	外かく施設	けい留施設	水域施設
神湊	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
新潟粟島	外かく施設	水域施設 輸送施設	
石川狼煙	外かく施設	けい留施設	水域施設
鮎倉島	外かく施設	けい留施設	水域施設
富来	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
福井四ヶ浦	外かく施設	けい留施設	水域施設
静岡妻良	外かく施設	けい留施設	水域施設
愛知赤羽根	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
三重和具	外かく施設	けい留施設	水域施設
京都中浜	外かく施設	水域施設	
和歌山阿尾	外かく施設	けい留施設	水域施設
島根十六島	外かく施設	けい留施設	水域施設
浦郷	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
山口見島	外かく施設	けい留施設	水域施設 漁港施設用地

徳島	伊島	外かく施設 水域施設
愛媛	佐田岬	外かく施設 水域施設
福岡	小呂島	外かく施設 けい留施設 水域施設
長崎	伊奈	外かく施設 けい留施設 水域施設
	水崎	外かく施設 けい留施設 水域施設
	豆酸	外かく施設 けい留施設 水域施設
	荒平川	外かく施設 けい留施設 水域施設 けい留施設 輸送施設
大分	佐賀関	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
	保戸島	外かく施設 けい留施設 水域施設
宮崎	宮之浦	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設
鹿児島	宇治	外かく施設 けい留施設 水域施設
	熊野	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設
	籠	外かく施設 けい留施設 水域施設
計	五七港	

なお、本計画の実施に当たつては、今後の経済、財政事情および漁業の動向等を勘案しつつ弾力的に行なうものとする。

理由

昭和三十八年第四十三回国会において承認を受けた漁港整備計画は、その後における水産業の進展、漁業情勢の推移等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定

に基づき、その全部を変更したので、同条同項の規定により国会の承認を求める必要があるからである。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長丹羽兵助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

農林水産委員会 農林水産部 農林水産部 農林水産部

地方自治法の一部を改正する法律案

四六六

〔丹羽兵助君登壇〕

○丹羽兵助君 たいだいま議題となりました両案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、農林水産部が農林水産部の一を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農林水産部の安定が畜産業の振興に重要な役割を果たしている実情にかんがみ、畜産及び生糸の価格安定機構の簡素化、合理化をはかるため、従来、畜産価格安定法及び日本畜産事業団法に基づいて、国及び日本畜産事業団が分担実施してきた価格の安定をはかるための生糸の買入れ及び売り渡し、畜産の保管に要する経費の助成、委託による乾鰯の売り渡し等の業務を事業団に一元的に移すこととし、これに伴い事業団の組織、業務等に関する規定を畜産価格安定法中に吸収し、畜産安定特別会計法を廃止するとともに、事業団の債務につき政府が保証する措置を新たに講ずる等、所要の規定を整備しようとするものであります。

農林水産委員会におきましては、三月三日政府から提案理由の説明を聴取した後、三月十九日質疑を行ない、同日、質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、農産物の需要と生産の長期見通しに即した畜産の増産施策を促進すべきこと等、三項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されましたことを申し添えます。

次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めの件について御報告申し上げます。

本件は、漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、昭和三十八年第四十三回国会で承認された漁港整備計画を全面的に変更しようとするもので、昭和四十四年度以降五年間に三百七十港の漁港を全国にわたって計画的に整備拡充し、その機能を増進させ、もって漁業生産の増大と経営の近代

化に資せようとするものであります。

農林水産委員会におきましては、三月十三日提案理由の説明を聴取し、三月十九日審査を進め、同日、本件は適切な措置であると認め、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し、目標期間内における計画の完遂を期するための予算を確保すること等、二項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されたことを申し添えます。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○西岡武夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月十九日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号を次のように改める。

十七 消費者の保護及び貯蓄の奨励並びに計量器、各種生産物、家畜等の検査に関する事務を行なうこと。

第二条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的

かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようしなければならない。

第八条の二第二項中「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に改める。

第九条の五第二項中「告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない」を「告示しなければならない」に改める。

第七十四条に次の一項を加える。

第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

第七十四条の四第三項中「期間の経過後」を「期間外の時期」に改める。

第七十五条第四項、第七十六条第四項及び第八十条第四項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に、「同項」を「第一項」に改める。

第八十一条第二項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に改める。

第八十六条第四項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に、「同項」を「第一項」に改める。

第九十条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の議員の定数は、都にあつては、特別区の存する区域の人口を五十万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができ。ただし、百三十人をもつて定数とする。

第二百二十三条第三項中「及び都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事」を削る。

第二百五十六条第七項中「税関支署の出張所及び監視署」を「税関支署並びにその出張所及び監視

署、税務署及びその支署に改める。

第百五十八条第二項及び第七項中「第二条第十項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第百九十九条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改め、同条第八項中「自治大臣」を削る。

第二百四十五条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第二百五十二条の二第二項後段を削る。

第二百六十条第二項中「告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない」を「告示しなければならない」に改める。

附則第六條の四の次に次の一条を加える。

第六條の五 他法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

別表第一第一号中「訓練を行うための所要の機関」を「教育訓練を行なうために消防学校」に、「並びに」を「並びに消防に関する市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか」に、「消防統計及び消防情報、消防に関する市町村相互の連絡」を「市町村相互における消防職員の人

事交流のあつせん、消防統計及び消防情報」に改め、「資材の性能試験」の下に、「市町村の消防計画及び消防の相互応援に関する計画の作成の指導、市町村の行なう救急業務の指導」を加え、「事務を行う」を「事務を行なう」に改め、同表第一号の十六を第一号の二十三とし、第一号の五から第一号の十五までを七号ずつ繰り下げ、第一号の

四を第一号の五とし、同号の次に次の六号を加える。

一の六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の定めるところにより、近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

一の七 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第九十一号)の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

一の八 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)の定めるところにより、近畿圏整備計画の決定、近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定等について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

一の九 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四十五号)の定めるところにより、近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

一の十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三十三号)の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

一の十一 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第九十二号)の定めるところにより、基本開発整備計画の案を作成し、事業計画の決定、都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定等について意見を述べ、及び事業計画に

基づく事業を実施すること。

別表第一第一号の三中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の四 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方公務員災害補償基金に對し都道府県負担金を払い込み、及び非常勤の地方公務員に係る公務上の災害に対する補償の制度を条例で定めること。

別表第一第九号の二中「ばい煙の排出の規制等」に関する法律(昭和三十七年法律第四十六号)を「大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)」に、「又は改廃の立案」を「若しくは改廃の立案又は排出基準の設定、変更若しくは廃止」に改め、同号を同表第九号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

九の四 公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の定めるところにより、公害防止事業団が作成する事業実施計画に關し協議すること。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二 公害対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)の定めるところにより、公害防止計画の基本方針に關して意見を述べること。

別表第一第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の定めるところにより、薬局並びに一般販売業及び薬種商販業の店舗の設置場所の配置の基準を条例で定めること。

別表第一第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、他の都道府県知事又は市町村長が養護老人ホーム等に対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替へ支弁し、並びに市町村長が行なう健康診

査等及び市町村が設置する養護老人ホーム等の設備に要する費用の一部を負担すること。

別表第二十号中「基く」を「基づく」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同表第二十号の四を第二十号の六とし、第二十号の三を第二十号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

二十の五 雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)の定めるところにより、雇用対策基本計画について意見を述べ、及び求職者その他の労働者又は事業主に対して職業転換給付金を支給すること。

別表第二十号の二中「母子福祉資金の貸付等」に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)を「母子福祉法(昭和三十一年法律第二百九号)」及びこれに基づく政令に、「行」を「行なう」に改め、「支度資金」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の三 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の定めるところにより、養育医療等の給付を受けた者又はその扶養義務者に負担能力がないときに当該費用を負担すること。

別表第二十三号の次に次の三号を加える。

二十三の四 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の定めるところにより、土地改良長期計画について意見を述べること。

二十三の五 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が行なう野菜指定産地の指定について意見を述べること。

二十三の六 甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)の定めるところにより、主務大臣が行なう生産振興地域の指定について意見を述べること。

別表第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の定めるところにより、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

地方自治法の一部を改正する法律案

四六八

止するために命令、指示又は処分により損失を受けた者に対して損失を補償する事務を行なうこと。

二十五の三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七法律第三十二号)の定めるところにより、鳥獣保護区の区域内に鳥獣の保護及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者等に対して損失を補償する事務を行なうこと。

別表第一中第二十六号の七を第二十六号の十二とし、第二十六号の六を第二十六号の十一とし、第二十六号の五を第二十六号の七とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六の八 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、新住宅市街地開発事業を施行すること。

二十六の九 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務団地造成事業を施行すること。

二十六の十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域の指定及び歴史的風土保存計画について意見を述べ、特別保存地区を表示する標識を設置し、並びに特別保存地区内において歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

別表第一第二十六号の四中「一級国道及び二級国道」を「一般国道」に改め、同表中同号を第二十六号の六とし、第二十六号の三を第二十六号の五とし、同表第二十六号の二中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に、「補助する」を「交付する」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十六の三 金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和

三十八年法律第七十八号)の定めるところにより、主務大臣が行なう精密調査の実施計画の認可について協議すること。

二十六の四 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の定めるところにより、中小企業指導事業の実施に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出ること。

別表第一第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、一級河川の指定及び管理に関して意見を述べること。

別表第一中第二十八号の九を第二十八号の十三とし、第二十八号の八を第二十八号の十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の十二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)の定めるところにより、地方住宅供給公社が作成する住宅建設計画又は宅地造成計画について意見を述べること。

別表第一中第二十八号の七を第二十八号の十とし、第二十八号の六を第二十八号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の九 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第一百十号)の定めるところにより、主務大臣が定める地方住宅建設五箇年計画及び都道府県公営住宅建設事業量について意見を述べ、並びに都道府県住宅建設五箇年計画を作成すること。

別表第一中第二十八号の五を第二十八号の七とし、第二十八号の四を第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、第二十八号の二の次に次の二号を加える。

二十八の三 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の定めるところにより、都道府県道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

二十八の四 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第十五号)の定めるところにより、奥地等産業開発道路の指定について意見を述べること。

別表第一中第二十九号の三を第二十九号の四とし、第二十九号の二を第二十九号の三とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校の児童及び生徒に国から無償供給された教科用図書を給与すること。

別表第一第三十二号中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行方」を「行なう」に改め、同表第三十六号を次のように改める。

三十六 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の定めるところにより、風俗

営業の許可、風俗営業及び深夜における飲食店営業の営業上の規制並びに個室付浴場業の営業禁止地域に関する条例を設けること。

別表第一第三十九号中(昭和二十三年法律第八十六号)を「及びこれに基づく政令」に、「並びに消防作業に従事した者」を「救急業務を行ない、並びに消防作業に従事した者等」に改め、同号を同表第四十号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十九 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、救急業務を行なうていない市町村の区域内に係る高速自動車国道又は一般国道の指定区域内における救急業務を行ない、及び消防本部を置かない市町村の区域における火災原因の調査を行なうこと。

別表第二第一号中(一)の二を(一)の五とし、同号(一)中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号(一)の次に次のように加える。

(一)の二 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(一)の三 近畿圏整備法の定めるところにより、近畿圏整備計画の決定について意見を述べること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(一)の四 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第二号中(四)の三を(四)の四とし、その次に次のように加える。

(四)の五 母子保健法の定めるところにより、養育医療等の給付を受けた者又はその扶養義務者に負担能力がないときに当該費用を負担すること。(保健所を設置する市に限る。)

(四)の六 中小企業指導法の定めるところにより、中小企業指導事業の実施に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出ること。(政令で指定する市に限る。)

別表第二第一号中(四)の二を(四)の三とし、(四)の次に次のように加える。

(四)の二 老人福祉法の定めるところにより、都道府県知事又は他の市町村長が養護老人ホーム等に対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

別表第二第一号(五)の次に次のように加える。

(五)の二 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する都道府県道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(五)の三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別保存地区を表示する標識を設置し、及び特別保存地区内において歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第二号(一)中「消防組織法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関」を「消防署及び消防団」に、「損害の補償等を行う」を「損害の補償及び退職償金の支給等を行なう」に改め、同号(二)中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「並びに消防作業に従事した者」を「救急業務を行ない、並びに消防作業に従事した者等」に、「行う」を「行なう」に改め、同号(四)中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「基づく」を「基づく」に、「行う」を「行なう」に改め、同号中(二)の四を(二)の二十とし、(二)の十四を(二)の十九とし、(二)の十三を(二)の十八とし、(二)の十二を(二)の十七とし、(二)の十一を(二)の十六とし、(二)の十を(二)の十五とし、(二)の九を(二)の十四とし、(二)の八を(二)の十三とし、(二)の七を(二)の十二とし、(二)の六を(二)の十一とし、(二)の五を(二)の十とし、(二)の三の次に次のように加える。

(二)の四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

(二)の五 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べること。

(二)の六 近畿圏整備法の定めるところにより、近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

(二)の七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

(二)の八 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べること。

(二)の九 中部圏開発整備法の定めるところにより、都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定について意見を述べること。

昭和四十四年三月二十日 衆議院会議録第十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

指定について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号(三)を次のように改める。

(三) 地方公務員災害補償法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方公務員災害補償基金に対し市町村負担金を払い込み、及び非常勤の地方公務員に係る公務上の災害に対する補償の制度を条例で定めるところ。

別表第二第二号(三)の次に次のように加える。

(三)の二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、住民基本台帳を備え、その住民について必要な事項を記録し、住民票の写しを交付し、戸籍の附票を作成し、住民としての地位の変更に係る届出を受理し、その他住民基本台帳に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号(十一)中「収集し、処分し」を「処理し、くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを勧告し、命令し」に改め、同号中(十四)の三を(十四)の四とし、(十四)の二を(十四)の三とし、(十四)の次に次のように加える。

(十四)の二 老人福祉法の定めるところにより、都道府県知事又は他の市町村長が養護老人ホーム等に対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

別表第二第二号(二十五)中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に、「補助するを交付する」に改め、同号中(二十五)の六を(二十五)の十とし、(二十五)の五を(二十五)の九とし、(二十五)の四を(二十五)の五とし、その次に次のように加える。

(二十五)の六 新住宅市街地開発法の定めるところにより、新住宅市街地開発事業を施行すること。

(二十五)の七 流通業務市街地の整備に関する法律の定めるところにより、流通業務団地造成事業を施行すること。

(二十五)の八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の定めるところにより、歴史的風土保存区域の指定及び歴史的風土保存計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十五)の三中「駐車場法の定めるところにより」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより、路上駐車場設置計画を定め」に、「一級国道及び二級国道」を「一級国道」に改め、同号中(二十五)の三を(二十五)の四とし、(二十五)の二の次に次のように加える。

(二十五)の三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画を決定し、その旨を告示する等の事務を行ない、及び都市計画事業を施行すること。

別表第二第二号中(二十六)の九を(二十六)の十とし、その次に次のように加える。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

四七〇

二十六の十一 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社が作成する住宅建設計画又は宅地造成計画について意見を述べること。

別表第二第二号中二十六の八を二十六の九とし、二十六の七を二十六の八とし、二十六の六を二十六の七とし、二十六の五を二十六の六とし、二十六の四を二十六の五とし、二十六の三の次に次のように加える。

二十六の四 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、市町村道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号中二十七の二を二十七の三とし、二十七の次に次のように加える。

二十七の二 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の児童及び生徒に国から無償供給された教科用図書を給与すること。

別表第二第二号二十九の七中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行方」を「行方」に改める。

別表第三第一号(一)の四中「(東京都知事に限る。)」を削り、同号(一)の五を次のように改める。

(一)の五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、工業団地造成事業に関する施行計画の届出等を受理し、製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了の公告をし、施行者に対して施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じ、及び施行者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

別表第三第一号(一)の五の次に次のように加える。

(一)の六 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百四号)の定めるところにより、工場等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を作成し、工業団地造成事業に関する施行計画の届出等を受理し、製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了の公告をし、施行者に対して施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じ、及び施行者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

(一)の九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、保全区域整備計画を作成し、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の十 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)の定めるところにより、基本開発整備計画に基づいて都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(二)中「消防統計」の下に「及び消防情報」を加え、同号(三)中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「映写技術者の選任等の届出を受理し」を削り、「及び映写技術者」を「及び消防設備士」に改め、同号中(三)の七を(三)の八とし、(三)の六の次に次のように加える。

(三)の七 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十五号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号(四)の次に次のように加える。

(四)の五 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が経営する地方公営企業の財政再建計画の実施の状況を監査し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)の二を次のように改める。

(五)の二 住民基本台帳法の定めるところにより、市町村長がした処分に係る不服申立てに対する裁決をし、住所の認定について関係市町村長の意見が異なる場合にこれを決定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)の三中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「基く」を「基づく」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同号中(五)の十を(五)の十一とし、(五)の九を(五)の十とし、その次に次のように加える。

(五)の十一 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四百六十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、工業整備特別地域に係る整備基本計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号中(五)の八を(五)の九とし、(五)の七の次に次のように加える。

(五)の八 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、振興山村に係る山村振興計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(七)の次に次のように加える。

(七) 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四十六号)の定めるところにより、主務大臣の永住許可のあつたときにその旨を外国人登録原票の写票に記載すること。

別表第三第一号八の二を次のように改める。

(八) 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の定めるところにより、合併により消滅する金融機関又は転換前の金融機関が信用協同組合である場合に主務大臣が行なう合併又は転換の認可について意見を述べ、及び合併後存続する金融機関又は転換後の金融機関が信用協同組合である場合の合併又は転換を認可すること。

別表第三第一号十の二中「健康診断を行い、」を「健康診断及び」に、「行う」を「行なう」に改め、及び医療手当を支給し」を削り、同号十の二の次に次のように加える。

(十) 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の定めるところにより、被害者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当を支給すること。

別表第三第一号十二中「麻薬若しくはあへん、」申請又は通報に基き」及び「保護拘束に關し許可をし、並びに精神病院等に収容す」を削り、同号十二の二を次のように改める。

(十二) 公害対策基本法の定めるところにより、公害防止計画を作成すること。

別表第三第一号二十五の二の次に次のように加える。

(二十五) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内におけるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙量等が排出基準に適合しないばい煙発生施設の構造等について変更又は改善を命じ、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行ない、ばい煙又は特定有害物質による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者から必要な報告を求め、又は職員をして工場若しくは事業場に立入検査させること。

(二十五) 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、騒音規制地域を指定し、当該地域に係る規制基準を定め、騒音による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号二十八の次に次のように加える。

(二十八) 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)の定めるところにより、製菓衛生師の試験、免許及び登録に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号三十四を次のように改める。

(三十四) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の定め

るところにより、診療エックス線技師の免許及び業務の停止に関する事務を行ない、診療放射線技師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、並びに必要があると認めるときは照射録を提出させる等診療放射線技師の業務の指導監督に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号三十五中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」に、「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に、「行い」を「行ない」に改め、同号三十七中「行い」を「行ない」に、「を受理し、並びにこれらの者の名簿等に関する事務を行なう」を「を受理する等の事務を行なう」に改め、同号三十九中、「(昭和三十五年法律第四十五号)」を削り、「対して業務の停止」の下に「薬剤師の増員」を加え、同号四十一の三中「行い」を「行ない」に、「麻薬中毒患者」を「麻薬中毒者」に改め、「並びに」を削り、「講ずる」を「講じ、並びに麻薬中毒者の診察、入院、退院等に関する事務を行なう」に改め、同号四十四の次に次のように加える。

(四十四) 老人福祉法の定めるところにより、養護老人ホーム等への収容等の措置に関する事務を行ない、養護老人ホーム等の設置又は廃止について認可し、施設の設備等の改善、事業の停止若しくは廃止を命じ、又は設置の認可を取り消し、有料老人ホームの設置者からの届出を受理し、これらの老人ホームの設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてその設備若しくは運営について調査させ、及び養護老人ホーム等への収容等の処分についての不服申立てについて裁決をすること。

別表第三第一号五十五中「基く」を「基づく」に改め、「妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、児童の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、未熟児」、「養育医療」、「及び」、「養育医療機関を指定し」を削り、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「行い」を「行ない」に、「養育医療等」を「育成医療等」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同号五十五の二の次に次のように加える。

(五十五) 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び特別児童扶養手当の額を認定し、特別児童扶養手当の支給に関する処分に対する不服申立てに対する裁決をし、受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をして受給資格者等に質問させる等必要な調査を行ない、並びに官公署等に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等から必要な報告を求めること。

(五十六) 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、未熟児に対して養育医療の給付を行ない、養育医療機関を指定し、指定養育医療機関等の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、審査のため必要がある場合に指定養育医療機関等の管理者から報告を求め、又は職員をして指定養育医療機関等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

並びに養育医療等の給付を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号五十四中「基く」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に、「講ずる」を「講じ」並びに厚生年金基金について規約の変更を許可する等の事務を行なう」に改め、同号五十五の三中「基く」を「基づく」に、「及び弔慰金」を「弔慰金及び遺族一時金」に、「行い、戦傷病者に更生医療の給付を行い、盲人安全つえ若しくは補装具等を支給し、又はこれらを修理し、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「行なう」に改め、同号五十五の四を次のように改める。

五十五の四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、戦傷病者手帳の交付、記載事項の訂正及び返還に関する事務を行ない、療養費の支給、更生医療の給付、補装具の支給等を行ない、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求の審査、診療報酬の額の決定その他指定医療機関の指導監督に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号五十五の五中「基く」を「基づく」に、「指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行ない、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「並びに障害一時金の支給に関する事務を行なう」に改め、同号五十五の六中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同号五十五の七の次に次のように加える。

五十五の八 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別交付金を受ける権利を裁定すること。

五十五の九 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

五十五の十 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。

五十五の十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

五十五の十二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

別表第三第一号五十八の次に次のように加える。

五十八の二 港灣労働法(昭和四十年法律第二十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、港灣労働者の雇用等に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一を図り、所部の職員及び

公共職業安定所長を指揮監督し、事業主の団体が行なう納付金の納付に関する業務を認可し、納付金事務組合から必要な報告を求め、職員をしてその事務所に立入検査させ、並びに登録日雇港灣労働者に関する中小企業退職金共済制度に係る事業主団体について認定する等の事務を行なうこと。

五十八の三 緊急失業対策法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が実施する失業対策事業に必要の指導又は調整を行なうこと。

別表第三第一号五十九の四を五十九の五とし、五十九の三の次に次のように加える。

五十九の四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、社会保険労務士業の届出を受理し、社会保険労務士がその事務所を二以上設けることを許可し、及び社会保険労務士から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

別表第三第一号六十二の六の次に次のように加える。

六十二の七 南九州知作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に関する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付けを受けようとする者等に対して営農改善計画の作成又は達成について必要な指導を行なうこと。(宮崎県知事及び鹿児島県知事に限る。)

別表第三第一号六十三の三中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改め、同号六十五の三を次のように改める。

六十五の三 野菜出荷安定法及びこれに基づく政令の定めるところにより、生産出荷近代化計画を定め、及び指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対して必要な勧告をすること。

別表第三第一号六十五の四の次に次のように加える。

六十五の五 甘味資源特別措置法の定めるところにより、甘味資源作物生産振興計画を定め、と。

別表第三第一号六十六を次のように改める。

六十六 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業販売業者の届出を受理し、農業販売業者から必要な報告を求め、職員をして必要な場所に入立検査させ、指定農業の使用について必要な指導その他の援助を行ない、及び指定農業の使用についてあらかじめ許可を受けるべき旨を命ずること。

別表第三第一号六十七中「基く」を「基づく」に改め、「政令の定めるところにより」の下に、「農業共済組合の加入資格となる業務の規模の基準を定め」、「解散等を認可し」の下に、「病虫害を共済事故とし、農業共済組合又は共済事業を行なう市町村の指定について意見を述べ」を加え、「農業共済組合の設立を命じ」を削り、「行い」を「行なう」に、「共済事業の廃止等」を「共済事業の全部の廃止等及び組合等の地域基準共済掛金率」に、「行い」を「行ない」に改め、同号

七十の二「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、同号七十の二の次に次のように加える。

七十の三 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和四十年法律第二百一十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、給付金の支給を受ける権利の認定及び給付金の返還に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号（七十一）中「（昭和二十四年法律第九十五号）を削り、「基く」を「基づく」に改め、「選任等に関する事務を」の下に「行ない、土地改良区の設立についての同意を得るために必要なあつせん又は調停を」を加え、「行ない」を「行ない」に改め、「換地計画」の下に「かんがい排水施設等の管理規程」を加え、「が行う」を「が行なう」に、「並びに」を「国営土地改良事業に係る換地計画の決定及び換地処分に関する事務を行ない、並びに」に、「管理及び処理に関する事務を行なう」を「管理する等の事務を行なう」に改め、同号七十二の二中「基く」を「基づく」に改め、「開拓農業協同組合の指定に関する事務を行ない」を削り、同号七十三の二中「（昭和二十九年法律第八十二号）の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「酪農事業施設」を「市町村酪農近代化計画を認定し、酪農事業施設」に改め、「市町村に対して酪農経営改善計画の作成及び変更について助言、勧告その他の援助を行ない」を削り、同号七十三の六を七十三の七とし、七十三の五を七十三の六とし、七十三の四の次に次のように加える。

七十三の五 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第二百一十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、生乳生産者団体の指定等に関する事務を行ない、及び加工原料乳若しくは乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場に立入検査させること。

別表第三第一号（八十三）中「伐採の届出を受理し」を「伐採等の届出を受理し、森林施業計画の適否の認定又は取消し等に関する事務を行ない」に改め、同号八十三の次に次のように加える。

八十三の二 森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、森林組合の合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画の認定に関する事務を行なうこと。

八十三の三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）の定めるところにより、入会林野整備計画及び旧慣用林野整備計画の認可に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号（八十六）中「（昭和二十五年法律第五十三号）を削り、同号八十七中「狩猟法（大正七年法律第三十二号）の定めるところにより」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、鳥獣保護事業計画を作成し、その達成を図るための措置を講じ」に、「鳥獣の捕獲又は採卵禁止区域等」を「鳥獣保護区、休猟区等」に、「禁猟区等」を「休猟区等」に改め、同号八十九の四を次のように改める。

八十九の四 漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の定めるところにより、漁業協同組合の合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画を認定すること。

別表第三第一号（八十九）の次に次のように加える。

八十九の五 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、漁業共済の被共済者資格に係る第一種区域漁業等の水域及び養殖共済の共済契約の締結の制限に係る単位漁場区域等を設定し、並びに漁業共済組合等から必要な報告を求め、又は業務若しくは会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号（九十四）中「計量器の修理事業の許可及び計量器の販売等」を「計量器の修理及び販売等の事業」に、「行ない」を「行ない」に、「計量器の検定」を「計量器の製造事業の登録申請書受理し、これを調査のうえ主務大臣に提出し、計量器の検定」に、「に使用する計量器」を「の事業」に改め、同号九十六中「行ない」を「行ない」に改め、「危害予防規程を認可し」の下に「販売主任者試験及び販売主任者免状の交付に関する事務を行ない」を加え、同号九十六の次に次のように加える。

九十六の二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、液化石油ガス販売事業の許可及び販売施業の検査に関する事務を行ない、液化石油ガス販売事業者又は消費設備の所有者に対して必要な改善措置を命じ、並びに液化石油ガス販売事業者から必要な報告を求め、又は職員をして営業所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号（九十七）及び九十七の二を次のように改める。

九十七 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、砂利採取業者の登録及び採取計画の認可に関する事務を行ない、業務主任者の試験を実施し、砂利採取業者に対して災害防止のために必要な措置をとるべきこと又は砂利採取の停止を命じ、並びに砂利採取業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

九十七の二 臨時石炭鉱害復旧法及びこれに基づく政令の定めるところにより、復旧基本計画の作成又は変更の協議に応じ、認可の申請に係る復旧工事の実施計画の縦覧等を行ない、及び鉱業権者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号（九十七）の五を次のように改める。

九十七の五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の定めるところにより、電気事業者が電線路に関する工事等の施行のため他人の土地等を一時使用すること、測量等のため他人の土地に立ち入ることその他電線路に障害を及ぼす植物を伐採し又は移植することを許可し、及びこれらの行為による損失の補償について当事者間に協議をすることができないとき、又は協議がとれないときに裁定する等の事務を行なうこと。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第三第一号九十七の九中「商工組合又は」を「協業組合、商工組合又は」に、「調整規程又は」を「事業転換、調整規程又は」に、「及び商工組合等」を「商工組合又は商工組合連合会と中小企業者以外の者との間で締結する特殊契約の協議がととのわなかつたときあつせん又は調整に関する事務を行ない、及び商工組合」に改め、同号九十八中「都道府県中小企業等協同組合中央会」を「都道府県中小企業団体中央会」に改め、同号中百三の三を百三の四とし、百三の二を百三の三とし、百三の次に次のように加える。

百三の二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録又は車両番号の指定を受けている自動車又は原動機付自転車について当該自動車又は原動機付自転車を締約国において使用しようとする者に対して登録証書を交付すること。

別表第三第一号百六の次に次のように加える。

百六の二 公共用飛行機周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号百八中「事務を行ない」を「事業の認定を行ない」を「事業の認定に関する事務を行ない」に、「並びに起業地の土地細目の公告及び土地所有者等に対する通知を行ない」を「起業者が収用又は使用の手續を保留した起業地についてその手續を開始する旨を告示し」に、「行ない」を「行なう」に改め、同号百八の二中「又は裁決申請書」を削り、同号百九の次に次のように加える。

百九の二 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の定めるところにより、不動産鑑定業者の登録に関する事務を行ない、不動産鑑定業者に対して業務の停止を命じ、又はその登録を消除し、及び不動産鑑定業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその業務に関する事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十一を次のように改める。

百十一 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二級河川及び河川区域等を指定し、河川の占用等の許可に関する事務を行ない、並びに河川に関する工事を実施する等河川の管理を行なうこと。

別表第三第一号百十五中「道路法」を「道路法及びこれに基づく政令」に、「二級国道及び二級国道の管理を行ない、並びに」を「一般国道の管理を行ない、及び」に、「行ない」を「行なう」に改め、同号中百十五の五を百十五の六とし、百十五の四を百十五の五とし、百十五の三を百十五の四とし、百十五の二の次に次のように加える。

百十五の三 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、一般国道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号百十六を次のように改める。

百十六 都市計画法及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域を指定し、都市計画に関する基礎調査を行ない、都市計画を決定し、その旨を告示し、市街化区域若しくは市街化調整区域内における開発行為又は都市計画施設若しくは市街地開発事業の施行区域内における建築等を許可し、及び市町村等が施行する都市計画事業を認可する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百十六の二中「駐車場法の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより」に改め、同号百十七中「事業計画」を「事業計画において定めた設計の概要」に、「行ない」を「行なう」に改め、同号中百十七の四を百十七の七とし、百十七の三を百十七の六とし、百十七の二の次に次のように加える。

百十七の三 新住宅市街地開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、造成施設等の処分に關する計画を認可し、施行計画の届出を受理し、工事完了の公告を行ない、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転についての承認を行ない、及び施行者に対して施行計画の変更、工事の中止又は処分の差止めその他必要な措置を命ずる等の事務を行なうこと。

百十七の四 流通業務市街地の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務施設以外の施設の建設又は改築等を許可し、違反施設の移転等を命じ、造成敷地等の処分に関する計画を認可し、施行計画の届出を受理し、工事完了の公告を行ない、造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する権利の設定又は移転について承認を行ない、及び施行者に対して施行計画の変更、工事の中止又は処分の差止めその他必要な措置を命ずる等の事務を行なうこと。

百十七の五 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、歴史的風土特別保存地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないうでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして歴史的風土特別保存地区内の土地に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百十九中「公営住宅建設三箇年計画を作成し、これを主務大臣に提出し、関係市町村長に通知し、及び」を削り、「行ない」を「行ない、報告書の提出を命じ」に、「行ない」を「行なう」に改め、同号百十九の二中「登録、宅地建物取引員試験及び宅地建物取引業者の業務の停止に関する事務を行ない、宅地建物取引業者がその業務に關して受けることができる報酬の額を定め」を「免許及び登録に関する事務を行ない、宅地建物取引主任者資格試験を実施し、営業保証金を供託した旨の届出を受理し、宅地建物取引業者の免許を取り消し、その業務の停止を命じ、宅地建物取引業者に対して

必要な指示、指導、助言及び勧告をし」に改め、同号中百二十の六を百二十の七とし、百二十の五を百二十の六とし、百二十の四を百二十の五とし、百二十の三を百二十の四とし、百二十の二の次に次のように加える。

百二十の三 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認し、並びに地方住宅供給公社からその業務及び資産の状況に關し必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十一)中「行い」を「行ない」に、「必要な措置を講ずる」を「必要な措置を講じ、並びに建築物の応急の修繕等に対する制限の適用除外区域の指定の承認をする」に改め、同号百二十三の二を削り、同号百二十五を次のように改める。

百二十五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の定めるところにより、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする私立学校の教育職員に対し証明書を発行し、及び私立学校の教育職員が欠格事由等に該当すると認めたとときは、これを都道府県の教育委員会に通知すること。

別表第三第二号(二)中「基く」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に改め、「市町村教育委員会の行なう就学義務の猶予又は免除を認可し、及び」を削り、同号(四)中「国立又は公立の学校の」を削り、「行い」を「行ない」に、「行なう」を「行ない」に改め、同号(五)の次に次のように加える。

(五)の二 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、義務教育諸学校の児童及び生徒に給与する教科用図書の受領及び給付に關する事務を行ない、並びに教科用図書の採択に關し市町村教育委員会又は国立若しくは私立の義務教育諸学校の校長が行なう事務について、指導、助言又は援助を行なうとともに、教科用図書採択地区の設定に關する事務を行なうこと。

別表第三第二号(七)中「法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更の届出を受理し、並びに」を削り、同号(八)中「市町村の図書館の設置及び運営に要する経費についての国の補助に關する事務を行い、並びに日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に關する届出を受理する」を「私立図書館に對して指導又は助言をする」に、「行なう」を「行ない」に改め、同号(九)中「行い」を「行ない」に、「市町村の博物館の維持運営に要する経費についての国の補助に關する事務を行なう」を「私立博物館に對して指導又は助言をする」に改め、同号(十)を次のように改める。

(十) 削除

別表第三第二号(十一)中「文化財保護委員会に提出すべき」を「文部大臣又は文化庁長官に提出すべき」に、「文化財保護委員会に送付し」を「文部大臣又は文化庁長官に送付し」に、「文化財保護委員会が発する」を「文部大臣又は文化庁長官が発する」に、「文化財保護委員会の委任」を「文化庁

長官の委任」に、「行い」を「行ない」に、「行なう」を「行ない」に改め、同表第三号(一)中「薬毒防止について」を「選挙人の政治常識の向上を図るための」に改め、同号(三)中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に、「行い」を「行ない」に改め、同表第四号(四)中「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を削り、同号(八)中「定めるところにより」の下に、「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費についての許可を行ない」を、「火薬類の運搬」の下に「又は猟銃用火薬類等の消費」を加える。

別表第四第一号中(一)の三を(一)の四とし、(一)の二を(一)の三とし、同号(一)中「を行い、及び」に、「行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関の指定する等の事務を行なう」を「行ない」に改め、同号(一)の次に次のように加える。

(一)の二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の定めるところにより、被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当を支給すること。(広島市及び長崎市の市長に限る。)

別表第四第一号(三)を次のように改める。

(三) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内の事業場に設置されるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙量等が排出基準に適合しないばい煙発生施設の構造等について変更又は改善を命じ、特定有害物質排出者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場に立入検査させること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(十六)の二中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に關する法律」に改め、同号(十九)の二を次のように改める。

(十九)の二 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、及び未熟児に對して養育医療の給付を行なうこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号中(十九)の三を削り、(十九)の四を(十九)の三とし、同号(十九)の五中「駐車場法の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の届出をし」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより」に改め、同号(十九)の五を(十九)の四とし、その次に次のように加える。

(十九)の五 流通業務市街地の整備に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務施設以外の施設の建設又は改築を許可し、及び違反施設の移転等を命ずること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(十九)の六 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、歴史的風土特別保存地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして歴史的風土特別保存地区内の土地に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)「道路法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「二級国道及び二級国道の管理を行なう」を「二級国道の管理を行なう」に改め、同号中(二十)の五を(二十)の六とし、(二十)の四を(二十)の五とし、(二十)の三を(二十)の四とし、(二十)の二の次に次のように加える。

(二十)の三 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する一般国道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認し、並びに地方住宅供給公社からその業務及び資産の状況に関し必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十四)の次に次のように加える。

(二十五) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の定めるところにより、工業等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十六) 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十七) 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の定めるところにより、工場等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は

学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十八) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の六を(一)の八とし、(一)の五を(一)の七とし、同号(一)の四中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「必要な措置を講じ、並びに映写技術者の選任等の届出を受理する」を「必要な措置を講ずる」に改め、同号中(一)の四を(一)の六とし、(一)の三を(一)の五とし、(一)の二を次のように改める。

(一)の二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、造成工場敷地の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

別表第四第二号(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、造成工場敷地の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

(一)の四 消防組織法の定めるところにより、消防統計及び消防情報の報告をすること。

別表第四第二号中(七)の二を(七)の三とし、(七)の次に次のように加える。

(七)の二 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の定めるところにより、永住許可の申請を受理し、これを審査のうえ主務大臣に送付し、主務大臣の永住許可があつたときにその旨を外国人登録原票及び登録証明書に記載すること。

別表第四第二号(十二)を次のように改める。

(十二) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、騒音規制基準に適合しない特定工場等の設置者又は特定建設作業の施行者に対して騒音防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命令し、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定工事の場所に立入検査させること。

別表第四第二号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 老人福祉法の定めるところにより、老人の健康診査を行ない、福祉事務所を設置しない町村の長にあつては、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう養護老人ホーム等への収容等に関する事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長にあつては、養護老人ホーム

等への収容等の措置に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号(二十四)中「妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告し、並びに」を削り、同号中(二十五)を削り、(二十四の五)を(二十五)とし、(二十四の四)を(二十四の六)とし、(二十四の三)の次に次のように加える。

(二十四の四) 特別児童扶養手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者又はその監護若しくは養育する児童の戸籍に關し無料で証明を行ない、受給資格者又は特別児童扶養手当を受けている者等から受給資格及び特別児童扶養手当の額についての認定の請求又は届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、並びに特別児童扶養手当に關する証書の交付に關する事務を行なうこと。

(二十四の五) 母子保健法の定めるところにより、妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告すること。

別表第四第二号(三十六)の次に次のように加える。

(三十六の二) 入会林野等に係る権利関係の近代化に關する法律の定めるところにより、入会林野整備を行なうとする入会権者が実地調査等をするために他人の土地に立ち入ること又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することを許可すること。

別表第四第二号中(三十七の三)を削り、(三十七の四)を(三十七の三)とし、(三十七の五)を削り、(三十七の六)を(三十七の四)とし、同号(四十三)中「又は縦覧させ」を「縦覧に供し、及び主務大臣又は都道府県知事の事業認定があつたときに当該事業認定に係る起業地を表示する 図面を長期縦覧に供し」に、「行」を「行なう」に改め、同号(四十五)を次のように改める。

(四十五) 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、準用河川及び準用河川区域等指定し、準用河川の占用等の許可に關する事務を行ない、並びに準用河川に關する工事を実施する等準用河川の管理を行なうこと。

別表第四第二号(四十八)を次のように改める。

(四十八) 都市計画法の定めるところにより、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする者が測量又は調査の支障となる障害物を伐除することを許可すること。

別表第四第二号中(四十九の七)を(四十九の九)とし、(四十九の六)を(四十九の八)とし、(四十九の五)を(四十九の七)とし、(四十九の四)を(四十九の六)とし、(四十九の三)の次に次のように加える。

(四十九の四) 新住宅市街地開発法の定めるところにより、造成施設等の存する区域を表示した圖書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

(四十九の五) 流通業務市街地の整備に關する法律の定めるところにより、造成施設等の存する区域を表示した圖書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第四第三号(三)中「教科書の需要数」を「採択した教科書の需要数」に改め、同号(三)の次に次のように加える。

(三)の二 義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、義務教育諸学校の児童及び生徒に給与する教科用圖書の受領及び給付に關する事務を行なうこと。

別表第四第三号(四)中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行」を「行なう」に改め、同表第四号(一)中「棄権防止について」を「選挙人の政治常識の向上を図るための」に改め、同号(六)中「なお、北海道にあつては、道の選挙管理委員会が指定する市町村の選挙管理委員会は、海区漁業調整委員会の委員の選挙を管理すること」を削る。

別表第五第一号及び第二号の表福祉に關する事務所の項中「児童福祉法」の下に、「母子福祉法、老人福祉法」を加える。

別表第六第一号の表(都道府県)の部資格の欄中「統計法第十条第六項」を「統計法第十条第二項」に、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」を「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」に改め、同号の表(市町村)の部資格の欄中「統計法第十条第六項」を「統計法第十条第二項」に改める。

別表第七第一号の表中

危険物取扱主任者等試験委員

消防法第十三条の三第一項(第十四条の四)の規定に準用する場合を含む。

危険物取扱主任者試験委員

消防法第十三条の三第一項の規定による危険物取扱主任者試験の実施に關する事務

都道府県優生保護審査会

優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に關する適否の審査に關する事務

都道府県優生保護審査会

優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に關する適否の審査に關する事務

地方精神衛生審議会

精神衛生法第十六条の二の規定による精神衛生に關する事項の調査審議に關する事務

精神衛生診査協議会

精神衛生法第十六条の四の規定による一般患者の医療に要する費用の負担の申請の審議に關する事務

あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会

あん摩、はり、きゆう、柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に關する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に關する事務

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に關する事務

を

に、

を

に、

を

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

あん摩、マッサージ、指圧はり、きゆう師、柔道整復師試験委員会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律第十三条第三項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査事務
准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
麻薬中毒審査会	麻薬取締法第五十八条の八第四項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務
地方身体障害者福祉審議会	身体障害者福祉法第六条第五項の規定による身体障害者の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
改め、「児童及び妊産婦の福祉に関する事項」の下に「並びに母子福祉法第六条の規定による母子家庭の福祉に関する事項」を加え、「農業災害補償法第二十九条第一項、第三百三十一条及び第四百三十三條第二項」を「農業災害補償法第三百三十一条及び第四百三十三條の二第二項」に、	
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
都道府県鳥獣審議会	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第二十条ノ五の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項についての調査審議並びに都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

都道府県建築士審議会	建築士法第二十八条の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士に関する重要事項の調査審議及び建築士に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務
二級建築士試験委員	建築士法第三十二条第一項の規定による二級建築士試験に関する事務
都道府県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による同法に規定する同意についての議決及び二級建築士試験に関する事務
都市計画地方審議会	都市計画法第七十七条の規定による同法第五条に規定する都市計画区域の指定に対する意見の答申その他都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務
開発審査会	都市計画法第七十八条の規定による同法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務
地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県の教育委員会又は知事に対する建議に関する事務
教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十一條第二項の規定による都道府県の教育委員会の行なう指導助言又は援助及び同法第十三條第二項の規定による都道府県立の義務教育諸学校の教科用図書の採択についての都道府県の教育委員会に対する意見の陳述に関する事務
地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県の教育委員会又は知事に対する建議に関する事務
改める。	
別表第七第二号の表中	保健所を設置する市の市長
第二百五十二條の十九第一項の指定都市の市長	地方社会福祉審議会
保健所を設置する市の市長	保健所運営協議会
改める。	

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 (都の議会の議員の定数に関する規定の適用)

改正後の地方自治法第九十条第二項の規定の適用については、この法律の施行後最初に行なわれる国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果が明らかとなるまでの間、同項中「特別区の存する区域の人口」とあるのは、「特別区の存する区域の人口として政令で定めるところにより自治大臣が推計して告示した人口」とする。

3 (公職選挙法の一部改正)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

4 (市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「の人口に比例して定めた数」を「が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数」に改める。

5 (学校教育法の一部改正)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「前段の規定」を削る。

〇議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長鹿野彦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

〇鹿野彦吉君 たいい議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の特別区の区域における都の行政の実態とその制度上の特殊性にかんがみ、都の議会の議員の定数について特例を設けることとする

とともに、直接請求制度などに所要の改正を加えるほか、許認可、報告事項の整理、地方公共団体が処理すべき事務についての規定の整備など、地方行政にかかるとするものとして、規定の整備を行なうとすることをいいます。

本案は、参議院先議でありまして、三月十九日当委員会に付託され、同日野田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行ない、本日、質疑を終了いたしましたところ、日本共産党から、本案に対し、都の議会の議員の定数についての特例を設ける改正部分以外を削除する旨の修正案が提出され、林委員より趣旨の説明が行なわれました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して依田委員から、原案について反対の意見の表明があり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、政府原案は賛成多数をもって可決され、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出)の趣旨説明

〇議長(石井光次郎君) 内閣提出、国民年金法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣斎藤昇君。

〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

〇国務大臣(斎藤昇君) 国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国民年金制度は、昭和三十四年に創設され、同年十一月から福祉年金の支給を開始し、昭和三十六年から本制度の中心である拠出制年金の実施に入り、現在では、被保険者数約二千二百万人、拠出年金の受給者約十三万人、福祉年金受給者約三百十万人を擁する規模に成長しており、被用者を対象とする厚生年金保険と相並んでわが国公的年金の二大支柱を形成する制度であります。その間、昭和四十一年に制度初めての財政再計算期を迎え、給付水準の大幅な改善を行ない、夫婦一万年年金を達成したところでありました。しかしながら、現行の給付水準は、この数年間の著しい経済成長に伴う生活水準の大幅な上昇により、老後の生活を保障するには不十分なものとなりつつあります。一方、人口構造の老齢化現象、農村における生活水準の急速な向上などの事態に際して、老後の生活保障施策はますますその重要性を増しているものであります。これに対する国民の要望もきわめて強いのであります。このため、今回予定されている厚生年金保険の改善に合わせ、国民年金につきましても、本来の財政再計算期に当たる昭和四十六年を待つことなく、その大幅な改正を提案することとした次第であります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。

老齢年金の額につきましては、現行は保険料納付済み期間一月につき二百円で計算することとしたしておりますのを、一月につき三百二十円に引き上げて計算することとしたしております。この結果、二十五年納付の標準的な老齢年金の額は、現行の六万四千円から九万六千円に引き上げられることとなるのであります。

この改正によりまして、二十五年納付の場合、夫婦で受給する年金の月額、通常、夫の定額分八千円、今回導入される所得比例分四千五百円、妻の定額分八千円を合わせますと月額二万五千五百円となり、いわゆる夫婦二万円年金が実現することとなるのであります。また、全期間四十年納付の場合では月額三万二千八百円となるのであります。

なお、昭和四十六年には、国民年金の最初の拠出制老齢年金、いわゆる十年年金の支給が開始されますが、資格期間が特例的に短縮されて、この経過的老齢年金の額につきましては、さきに申し上げました単なる期間比例計算にとどまることなく、年齢に応じて特例的に加算措置を講ずることとしたとして、この十年納付の場合の年金額を二万四千円から六万四千円に、月額にして二万四千から五万四千に引き上げることとしたしております。この措置によりまして、明後年には、夫婦で一万年年金が実現されることとなるのであります。

次に、障害年金につきましては、現行法では、二級障害年金の最低保障額を、二十五年納付の老齢年金の額に合わせ六万四千円と定められておりますが、今回も同様の考え方のもとに、老齢年金額の引き上げに準じて、その額を六万四千から九万六千円に引き上げることとしたしております。また、一級障害年金の額につきましては、現行は二級障害年金の二〇%増になっておりますのを、厚生年金保険に合わせ二五%増とすることとしたしております。

次に、母子年金、準母子年金の額につきましては、従前どおり、二十五年納付の老齢年金の額に合わせ、子二人を扶養する場合で六万四千から九

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十四年三月二十日 衆議院会議録第十六号

地方自治法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

国民年金法の一部を改正する法律案についての斎藤厚生大臣の趣旨説明 国民年金法の一部を改正する法律案の趣旨説明 四八〇

四八〇

万六千円に引き上げ、遺児年金につきましてもこれに合わせることにし、三万円から九万六千円に引き上げることとした次第であります。

第二に、所得比例制については、保険料及び給付の額の所得に比例する仕組みを設けていたものでありますが、国民年金におきましては、今回、これにならうこととし、被保険者の実態を勘案いたしまして、当面はきわめて簡単な仕組みの所得比例制を取り入れた次第であります。なお、これに伴い、政府の行なり所得比例制を代行いたしますと同時に、業種ごとの特殊の要請にこたえる上積み給付を設計することができるよういたしましたため、厚生年金保険における厚生年金基金に準じた国民年金基金を設立する道を開くこととしたしております。

第三に、高齢者の任意加入の再開について申し上げます。

昭和三十六年に拠出制年金が発足いたしました当時、任意加入する機会を逸した高齢者につきまして、今回、再び国民年金に任意加入する道を開くこととしたしております。しかしながら、この方々がすでに相当高齢であることを勘案いたしまして、保険料の納付は五年間にとどめております。

第四に、保険財政について申し上げます。

第一点は、保険料の額の改定についてであります。今回のように給付水準を大幅に引き上げますと、これをまかなう保険料についても当然相当額に改定する必要があるわけですが、今回はさしあたり百五十円程度の引き上げにとどめ、四百五十円といった次第であります。なお、この保険料の額は、以後段階的に引き上げることとしたしております。

第二点は、今回新たに導入されました所得比例制についての国庫負担であります。国庫は、その給付に要する費用の二五％を負担することとしたしております。

次に、福祉年金に関する事項について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。が、昨年の引き上げに引き続き、昭和四十四年度におきまして老齢福祉年金の額を、現行の二万四百円から二万一千六百円に、障害福祉年金の額を、三万二千四百円から三万四千八百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、二万六千四百円から二万八千八百円に、それぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、夫婦受給制限の廃止等について申し上げます。障害福祉年金と老齢福祉年金を夫婦で受給する場合の支給制限につきましては、すでに昭和四十一年の改正の際に廃止いたしております。今回は、夫婦がともに老齢福祉年金を受給する場合につきましても、その支給制限を撤廃することとしたものであります。これによりまして、現在のこの支給制限を受けておられる二十八万組、五十六万人の方々の年金額が、夫婦で六千円増加することとなるわけでございます。このほか、所得による支給制限につきましてもその緩和をはかることとしたしております。

次に、経過措置についてであります。現に、年金受給中の既裁定年金の額につきましても、本則の改正と同様に引き上げることとしたしております。

最後に、実施の時期につきましては、福祉年金の額の引き上げ及び夫婦受給制限の廃止は昭和四十四年十月から、高齢者の任意加入の再開は昭和四十五年一月から、拠出制年金の額の引き上げ及び保険料の改定は同年七月から、所得比例制及び国民年金基金に関する事項は同年十月から、それぞれ施行することとしたしております。

以上をもって改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。八木一男君。

「八木一男君登壇」

○八木一男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました国民年金法の一部を改正する法律案に関して、内閣総理大臣、厚生大臣並びに大蔵大臣に質問をいたしたいと存じます。

近年、医学の進歩等によりまして、わが国の平均寿命は大幅に延びてまいりました。まことに喜ぶべき現象でございますが、その長くなった老後をいかにして人間らしく暮らすかという問題について、大ぜいの老人が悩んでおられます。また、将来の悩みを考へて、現在壮年期の人たちも、非常に心配をしておるわけでありました。家族制度の實際的な変動もこの悩みに拍車をかけておりまして、年金制度の確立はきわめて緊要な問題であることは論をまたないところでございます。特に、この数年来の生活水準の向上等に対応して、年金制度の改善を急速に行なわなければ、もともと不完全な年金制度が相対的に不十分さを増すことになりかねないわけでありまして、その充実はいよいよ急がなければならないわけでございます。ことに、制度発足がおくれた未完全度の多い国民年金制度については、特に迅速に対処するべきことは申すまでもございません。

今回、厚生年金制度の改定期に、厚生年金保険法の改正案を提案されたときにあたって、国民年金制度の改定期を早め、同時に改正案を提出されたことは時宜を得たものであり、その点に關しては、政府や厚生省の努力をある程度認めるのにやぶさかではございません。しかしながら、提出された法案の内容をつぶさに検討いたしますと、その改善の内容はまことに不十分であり、ことに福祉年金の改善については、その熱意が那邊にあるかと疑わざるを得ない内容でありまして、国民の

立場から見ても、まことに憤慨にたえないのであります。さらに、社会保障的に改定していくべき制度の仕組みを、それを怠るだけではないに、部分的には社会保険的に逆行する内容があることについては、政府の猛省を促さなければならぬと信じます。

以上の立場に立つて、以下、おもな点についてのみ具体的に質疑を進めてまいります。

まず、拠出制国民年金制度に關してであります。

その第一は、年金額の改定に關してでございます。政府は、かねてから、厚生年金は二万円年金にする、そうして、国民年金については夫婦二万円年金にすると宣伝してこられました。厚生年金二万円も、サラリーマン・ユニオンが四万円の厚生年金を要望しておるところを考へるまでもなく、もともと不十分なものでございますが、その厚生年金の二万円に比較して、国民年金の夫婦二万円は、実質的にはまだ低次元のものであります。

厚生年金の年金支給開始は原則として六十歳、国民年金は六十五歳であります。六十五歳開始の夫婦二万円年金は、六十歳開始に換算すれば約一万二千元にしか当たりません。さらにまた、厚生年金は保険料二十年払い込みを基準とし、国民年金は二十五年払い込みを基準としております。この点も換算をいたしますと、国民年金の夫婦二万円は、厚生年金ベースで計算すれば夫婦約一万円、一人約五千円ベースにしか当たらないのであります。決して十分とはいえない今回の厚生年金改定期に比較して、夫婦で約半額、単独で約四分の一という年金額が、提案説明にありましたように大幅な改正というのでは、あまりにも貧弱といわなければならぬと存じます。何ゆえにもつと大幅な改定を計画されなかつたか。四十五年七月の実施時期までに、さらに検討をされるべきものと思ふが、その意思があまりに明らかでないか。

私たち社会党は、二十年払い込み、六十歳開始

始、夫婦三万円年金を、大幅な国庫負担増で実現すべきものであるという意見であります。それについてどう考えられるか、内閣総理大臣並びに厚生大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

第二に、所得比例制導入及びその国庫負担についてであります。

定額制の基本老齢年金額に対し、わずか五六%増の所得比例制を創設するのならば、なぜ強制適用の基本年金額を八千円にするのではなく、それだけ基本年金額を増額しようとしなかったのか。基本年金額引き上げのわずかなことを翻塗する方法として、このような所得比例制を考えたとは疑問に思ふが、どう考えるか。

さらに、任意適用の部分に、保険料に対し二割五分の国庫負担をすることは、他の者よりは負担能力のある者に対し国が援助をすることになり、社会保障の見地から見れば逆な方向であります。

なぜこの分の国庫負担を全被保険者に及ぶ基本年金額に対する国庫負担の増率に充てておき、しなかつたのか、えりを正したお答えをいただきたい。他の年金制度でも報酬比例制に国庫負担があり、この年金制度でも報酬比例制に国庫負担があり、この制度が任意適用であるという点で答弁にならないことをあらかじめ申し上げておいて、この点については、やや専門的でありますから、厚生大臣の答弁を求めます。

第三に、免除を受けた人に対する年金についてであります。

現在、免除を受けた期間については、保険料納入済期間に対して三分の一の年金原資しか確保されておられません。全期間免除の人は、三分の一の年金しか支給されない仕組みに相なっております。元来、保険料の免除を受ける人たちは、収入が少なく、もちろん蓄積はなく、老齢に達したとき、あるいは障害を受けたとき、あるいはその人の死亡後の遺族の生活を考えたとき、他の人より年金の必要度ははるかに多いのであります。それにもかかわらず、三分の一の年金というので

は、ほんとうの社会保障ではございません。この点については、衆議院、参議院の社会労働委員会、連立、保険料免除を受けた者の年金給付については、さらに優遇の措置を講ずべしという決議が、特に緊急に実現すべきものの一つとしてなされておるのであります。それにもかかわらず、厚生省は、この実現のためにいささかも努力をした形跡も見えないのであります。厚生大臣は、社会保障の精神を踏みにじって、国会の意思を無視していることについて、いかなる責任をとられるか。また、内閣総理大臣は、この問題についてどう対処されるかについて、明確な答弁を求めたいと存じます。

第四に、障害年金に關してであります。

本改正案で、障害年金については、その最低保障額を老齢年金の標準額に合わせ、また、一級障害者の加算率をわずかに高める等、幾ぶんの改善は認められます。しかし、一番大切なことは依然としてほかをいいたしてあります。改正案によれば、国民年金拠出制では、一級障害の場合、最低月額一万円が所得制限なしに保障をされております。しかし、それは国民年金加入後一年を経過した後の障害を受けた者に対してだけあります。その他の一級障害者は月額二千九百円、しかも、所得制限以内のしか支給されないものであります。二十一歳以後全盲になった人は比較的高い年金が無条件で支給され、十九歳、十歳、あるいは生まれたときから全盲の人は、二十一歳の年齢に達した場合にも、どんなに年金制度を熟望し、その制度に協力を誓つても、冷ややかに突き放されておるのであります。このような不合理を、このよう不公平を、総理大臣はどうお考えになりますか、率直にお答えを願ひたいと思ひます。お答えは、当然、二十歳未満に発生した障害を持つ障害者に対して、二十一歳以後は、二十一歳に障害を受けた人と同様の年金の給付を実現するといふ御答弁になられるべきだと思ひます。一部の人が苦しまされに逃げる理由として言う逆選択云々

の理屈は、国民年金が強制適用であることからして、問題にならないのであります。総理大臣が決断をもつて、その実現につき、厚生大臣、大蔵大臣に指示すべきものと考えるものであります。衆参両院の社会労働委員会、数回連立、満場一致の決議があつたことを申し添えて、内閣総理大臣の明確かつ適切な御答弁を求めます。また、厚生大臣の決意を伺つておきたいと存じます。

以上、四点の実現については、わが党は、国庫負担の増額、修正積み立て方式の修正部分の増大、また、これと間接に關係がありますが、予定利率五分五厘を六分にするなどの方法により、保険料の引き上げを極力押える方法をとるべきであるという考え方を明らかにいたしておきまして、保険料あるいは積み立て金運用、スライド、通算等の問題については委員会の質疑に譲りまして、福祉年金について質問を続行いたします。その第一点は、福祉年金額に關してであります。

福祉年金の中心である老齢福祉年金についての改正案は、本年十月から、現行月額二万四千四百円、すなわち月額千七百円を、月額二万一千六百円、すなわち月額千八百円にすることを内容であります。総理府統計局の資料及び経済企画庁の見通しによれば、消費者物価指数は、老齢福祉年金発足の昭和三十四年を一〇〇として、昭和四十四年は一六九・三であります。したがって、現行の老齢福祉年金は、岸内閣当時と比べて、実質上何らの前進もしていないことに相なります。今回の改正案が、月百円アップでは、来年の物価値上げを推定すれば、またまた十年以前の状態の横すべりという状態であり得ます。社会保障重視、年金の充実を唱へながら、現在の生活に苦吟をする老人に対するこの態度は、まさに羊頭狗肉、看板に偽りがあるといわなければならぬと存じます。元来、国民年金発足当時、拠出制年金は、四十年払い込みの人月三千五百円、標準の二十五年払い込みの人

月二千元、補完的の老齢福祉年金は月千円でスタートをいたしました。標準の二十五年払い込みの人の月二千円のベースが、この前の改定で月五千円ベースに相なりしました。そのときに、すでに、同じく二倍半にして、老齢福祉年金は月額二千五百円になつていなければならぬところであり得ます。今回の拠出制年金の標準が六割増しの月八千円になる場合には、老齢福祉年金は月四千円になつていなければ公平が合わないものであります。それにもかかわらず、厚生省は、月額二百円アップにこれを半減して、半額の百円アップしか賛成をしなかつたわけであり得ます。戦中戦後を乗り越えて、いまの社会の基礎を築き、われわれを育ててくれた現在の老人、われわれの親たちに対して、一体このような態度で臨んでいいものかどうか、総理大臣の真剣な御反省の上での御答弁を求めます。さらに、厚生省の怠慢、大蔵省の無理解について、どのように対処されるかについて伺つておきたいと存じます。

第二は、昭和四十六年に国民年金の最初の拠出制年金、いわゆる十年年金が支給されることになったことに關してであります。

今回の改正案では、期間が特例的に短縮されているこの経過的の老齢年金につき、その年金額に特例的加算措置を講ずることになっており、今回の改正案の中で最も時宜に適した措置として認めるのにやぶさかではございません。しかしながら、制度発足当時、五十五歳未満の人が適用を受けることができたこの制度には、このようなあたたか配慮をしながら、その当時五十五歳以上の人に對しては冷遇むきんに放置をされていることは、政治の大きな手抜きであり得ます。そのことを数字をもって明らかにすると、制度発足当時五十四歳であつた人は、昭和四十六年から、六十五歳で月五千円の年金の支給を所得制限なしに受けることができるわけであり得ます。当時五十五歳の人は、どんなに年金を熟望し、年金制度に協力を誓つて

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

国民年金法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する八木一男君の質疑

四八二

もほつたらかにされまして、六十五歳から六十九歳までは一切国民年金の支給は受けられませんが、七十歳になって、はるかに少ない金額の老齢福祉年金が、しかも所得制限以内の人だけが支給を受けられることになりました。昭和四十六年という時点になって、六十五歳の人が月五千円の支給を受けて、その隣の六十六歳の老人が一切国民年金の支給がないときに、どのような気持ちでされるか、総理大臣の率直なお考えを伺いたいと思います。

衆参両院の社会労働委員会では、このときのために、現在の七十歳開始の老齢福祉年金をいまから段階的に引き下げて、昭和四十六年には六十五歳開始になるようすべきであるという決議を連続してしております。政府が当然対応をしなければならぬことを忘れており、しかも、国会の何回もの意思表示があるにもかかわらず、これを放置してきた責任を痛感されて、直ちにこれに対処されることを明らかにされるべきであると考えます。総理の御答弁を伺いたいと思います。

なお、厚生大臣、大蔵大臣の答弁も求めますが、厚生大臣には、制度開始時五十四歳の人が昭和四十六年から受ける月額五千円のうち、保険料負担分は約五分の一にしかすぎないことを頭に入れていただいて、拠出制と無拠出制だから比較にならないというようない見識な答弁をなさらないよう、あらかじめ御注意を申し上げておきます。

また、大蔵大臣には、いまから老齢福祉年金支給開始年齢を六十五歳に下げても、老齢福祉年金に対する財政支出増大は拠出制国民年金の完成後ではなくなるものであり、きわめて一時的な支出増であることを念頭にに入れていただいて、いわゆるかつてな財政硬直論を持ち出すような不見識なこととはなさらないよう御注意を申し上げまして、その御答弁を求めます。

以上、主要な点のみに触れましたが、その他所得制限の緩和等につきましては委員会質疑に譲ることとし、国民年金予算、ことに福祉年金の予算

について触れてみたいと存じます。

本年度の国民年金予算は、前年度に比し一・三八%増であります。うち福祉年金は一・一%増にしかすぎません。総予算の伸びが一・五・八%よりかはるかに少ないのであります。厚生省の意図もさることながら、このような予算を作成する大蔵省の態度に、社会保障全体の後退、国民年金制度の伸び悩み、ことに福祉年金の置き去りを招来した原因がござります。大蔵大臣に、この年金輕視、社会保障輕視の態度が憲法違反につながることをかみしめていただいて、その反省の上に立つて、今後の国民年金予算についての意思を明らかにしていただきたいと存じます。

最後に、内閣総理大臣に伺っておきたいと思ひます。

本法案は、今後委員会において十二分な審議が行なわれ、その欠陥について討議が行なわれるであります。その際、過去引き続きの委員会の決議や、また社会保障制度審議会の答申等に照らして、欠陥を修正する努力が当然行なわれると予想されます。その際に、そのまじめな努力を、政府案だから原案のままだといって圧力を加えるようなことは断じてなさらない、欠陥が直されることを率直に期待されるという態度をとられるべきであると考えるものでござりますが、総理の、メソツ、形式にとらわれぬ、社会保障を重視する、われわれを育ててくれた親たちにほんとうに社会保障の意味で親孝行をするという意味での真剣な御答弁を求めて、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 八木君にお答えいたします。

ただいま国民年金に関連して、たいへんきめこまかなお尋ねがございました。社会保障について八木君の御熱心さに、まず何よりも先に敬意を表しておきます。(拍手)同時に、政府といたしまして、国民福祉の向上をはかるため、社会保障

の充実に引き続き一その努力を払う決意であることを申し上げておきます。また、こまかな点につきましては厚生大臣からお答えすることにいたしまして、私からは大綱についてお答えしたいと思います。

国民年金は、制度創設以来まだ日が浅いにもかかわらず、一応の水準まで改善をはかることができたものと思っております。厚生年金との差について御指摘がございましたが、前者では、被保険者の態様が異なること、また、諸外国の老齢年金の状況から見まして、わが国の国民年金が特に遜色あるものとは考えませんが、時代の進展に即応した制度一般の必要な改善については、今後とも、なお一そう努力してまいりたいと思ひます。

次に、今回新たに設けた所得のある人々の任意加入制度による付加的給付に反対され、その財源は従来の国民年金に対する国庫負担率の増加に充てると、かような御主張であったと思ひます。政府としては、この任意加入制度について新設を要望される声が強かったこと、その必要性を認めて新しくこの制度を創設したものであり、その国庫負担も一般の国民年金の負担率よりも低く、かつ、他の公的年金ともバランスをとって決定したものでありまして、制度としてもきわめて妥当なものではないか、かように考えております。また、この場合、実施方式としては、団体加入の場合だけでなく、一般的に加入可能なものとして制度を設けております。

次に、保険料免除者についての優遇割合の引き上げは、一般の保険料提出者との均衡及び財源措置との関連から見て困難と考えます。なお、今回の改善により、これらの方々についても一般的な給付が引き上げられることはもちろんであります。

福祉年金については、ここ四年間連続して毎年改善を行なっており、今回も年金額の引き上げをはかるとともに、夫婦受給制限を撤廃することとしております。今後とも、その充実に

は引き続き努力してまいります。

次に、老齢年金と福祉年金との断層についての御指摘がありました。御指摘のような圧力団体のみ優遇するようなことは決してしてはおりません。日の当たるところに目を当てる、これが社会保障、社会開発を推進するにあつての私の決意であります。従来老齢年金については、まず年金額の引き上げと、所得制限の緩和を中心に改善をはかつてまいりましたが、御指摘の件につきましては、所要財源をも勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、障害福祉年金と障害年金との関連においても、アンバランスの具体的な御指摘がございました。さきの老齢年金と福祉年金についてもそうですが、この種の問題は、公的年金制度全体の問題として取り上げなければ、根本的には解決がむずかしい問題かと考えますので、なお若干の時間をいただいで、検討を続けさせていただきますと思ひます。

最後に、特に重要性を持つ本案の委員会の審議にあつては、十分審議を尽くされることを私からも望みまして、よろしくお願ひをいたします。

(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

私に対しましては、社会保障予算、特に福祉年金予算をちびつたのはけしからぬというようなおとがめでございますが、しばしば申し上げておりますように、社会保障予算は四十四年度予算で最も力を注いだところであります。福祉年金予算はその伸び率が一般より多少落ちておりますが、率ばかりでなくて、内容も見ていただきたい。つまり年金額の引き上げ、それから所得制限の限度額の引き上げ、それから夫婦受給制限の撤廃、非常な前進を見ておるのであります。

また、老齢福祉年金七十歳、これは少し酷ではないかというお話がございましたが、総理からお話がありましたように、これは財源の關係もありま

す。それから社会保険諸施設の中のバランスの關係もござります。慎重に真剣に検討してみたい、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

○国務大臣(斎藤昇君) 八木一男君のまことにきめのこまかい御質問に對しまして、總理及び大蔵大臣からもきめこまかく御返事を申されまして、私は、總理のおっしゃいましたことで大體尽きています。詳細な点は委員会というところと御意見も承つてまいりたいと思いますが、大筋におきましては、八木君のおっしゃる筋に私は反対はございせん。大體そのとおりだと思ひます。しかしながら、八木君自身もおっしゃいましたように、このたび、こまめでよくぞ踏み切つた、その点だけは免じてやるとおっしゃいましたが、とにかく、一年計算の再計算期を前にして踏み切つて、そしてこまで来たわけでありませう。四角御指摘に相なりましたが、それぞれわれわれといたしましても、実現をいたしたい点が多々ござります。今後努力をいたしてまいりたい。

ただ一点、總理、大蔵大臣の答弁に漏れておりましたのは、年金に加入後に障害を受けた者に対しては障害年金がもらえるのに、その前に受けた者に対してはその恩恵がない。この点についての御意見でござります。これも、私は実現をながめてみますと、この点は非常に不公平だと思ひます。ただ保険理論だけで割り切つて、そのまゝはうっておいでよい問題だとは思ひません。八木君のおっしゃるとおりに思ひます。そこで、これを保険の中で特別な理屈をつけて救済をするか、保険と同じような給付を他の方法でやるか、これを検討いたしまして、いづれにいたしましても、實際的に保険加入の後にそういう障害になつた人とならない人と、いづれも國費で見るわけでありませうから、この間に厚薄があつては相ならぬと思ひますので、この点は誠意をもつて検討を進め、実現をいたしたいということを申し添えておきたい。

と存じます。(拍手)
○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

国務大臣の演説(中小企業基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策について)

○議長(石井光次郎君) 通商産業大臣から、中小企業基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策について発言を求められております。これを許します。通商産業大臣大平正芳君。

〔国務大臣大平正芳君登壇〕
○国務大臣(大平正芳君) 中小企業基本法第八条に基づきまして、先般政府が国会に提出いたしました昭和四十三年度中小企業動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において講じようとする中小企業施策の概要を御説明申し上げます。

昭和四十二年から四十三年にかけて、わが國經濟は景氣調整下にもかかわらず、全体として拡大基調をたどり、中小企業の事業活動もこれまでの引き締め期に比べて順調な伸びを示しました。資金繰りもさしたる逼迫感のないままに推移し、設備投資も引き続き増勢の傾向をたどつております。しかし、この間、労働力の不足はますます進行し、中小企業の賃金は著しい上昇を示しております。他方、発展途上國の追い上げ、資本自由化の進展など、國際環境もきびしさを増しております。このように中小企業をめぐる經濟環境の変化が目まぐるしいだけに、これに適應し切れず、倒産に至る企業も、これまでになく多数にのぼつておることが注目されます。

中小企業が、内外のきびしい環境変化を乗り切つて、今後ともわが國經濟の中で重要な役割りを果たしていくためには、生産性や技術水準の低下、企業體質の弱さなど、依然として未解決のまま残されておる構造的問題を克服する努力が必要であります。

ひるがえつて、歐米先進國を見ますと、高賃金、高所得の經濟の中で、中小企業はその特性を生かしつつ、經濟の各分野でかなりの比重をもつて存立いたしております。この事實は中小企業に独自の存立と發展の分野があることを示すものであり、わが國經濟の發展に伴ひまして、中小企業の活動分野は今後ともますます広がっていくものと考えられます。しかしながら、わが國の中小企業がその持てる成長の可能性を現実のものとするためには、高度の技術と高い生産性に裏づけられ、いわゆる先進國型の中小企業へと脱皮してまいることがその前提となつております。

そのためには、四百萬の中小企業がその旺盛な適應能力を十分に發揮して、当面している困難な問題点を一つずつ着実に解決し、一その近代化、體質の強化をはかつていくことが何よりも重要であります。それは、とりもなおさず國民經濟全体の効率化につながり、わが國經濟の今後の成長發展のための原動力となるのであります。政府といたしましては、このような観点から中小企業者の自主的な近代化努力を助長し、事業環境の整備をはかることが必要であると考え、中小企業施策を最重要政策の一つとしてあげております。

昭和四十三年度におきましては、共同化、協業化を中心とした中小企業の構造の高度化を推進いたしますとともに、設備、技術、經營、労働等各般にわたる中小企業の體質強化及び金融、税制面その他中小企業をめぐる事業環境の整備に重点を置いて施策を講じました。その際、經營基盤の弱い小規模企業の體質改善には特にきめこまかい配慮を払つております。

さらに、四十四年度におきましては、中小企業の一その近代化と體質の改善をはかり、内外のきびしい環境変化を乗り越えていくため、次のような施策を推進していくことといたしております。

まず第一に、中小企業振興事業團の融資事業を大幅に拡充し、中小企業の共同化、集團化を進めてまいることとあります。その際、特に中小企業者からの要望の多い工業團地、商業團地、共同施設等について強力な助成をはかる所存であります。

第二に、國際競争力を強化するため、緊急に對策を講じる必要のある業種について、業界の自主性と責任を基調とする構造改善を進めることとし、これについて税制面、金融面等からの助成を行なうことといたしております。

第三に、中小企業者の近代化投資等に必要な資金の円滑な供給を確保するため、政府關係中小企業金融三機關に對し財政資金を大幅に投入し、貸し付け規模の拡大をはかる一方、信用補完制度を充実に、民間資金による中小企業向け融資の増加につとめる所存であります。

第四に、小規模企業對策につきましては、經營改善普及事業を充実するとともに、設備の近代化と金融の円滑化にも特段の配慮を払つております。また、地方税における青色申告者の家族専従者について完全給付制を実施する等により、税負担の軽減をはかることといたしております。

第五に、中小企業の經營管理の合理化と技術水準の向上をはかるため、診斷指導事業を充実するとともに、中小企業者の技術開發、技術指導等を中心とする技術對策の拡充強化につとめます。また、中小企業における労働力の確保と、その資質の向上、従業員の福祉の増進等のための労働對策を推進することといたしております。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

中小企業基本法に基づく昭和四十三年年度中小企業施策についての演説に対する武藤山治君の質疑

四八四

拡充等により、下請取引の適正化と受注の安定につとめる所存であります。

以上が昭和四十三年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において講じようとする中小企業施策の概要であります。(拍手)

国務大臣の演説(中小企業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策について)に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 私は、日本社会党を代表して、中小企業の動向に関する年次報告、いわゆる中小企業白書に関し質疑をいたし、佐藤内閣の方針を伺うものであります。

第一に、中小企業省設置について伺います。

佐藤内閣は、貿易資本の自由化政策を進め、関税一括引き下げ措置を決定し、明年度には開発途上国に対し特恵関税を実施する約束をいたしました。これらの開放経済体制に対処するためと称し、大企業の合併機運は高まり、政府はそれを支援する方策をとっております。数の少ない大企業に対する政府施策は容易であり、目に見えて多いのであります。だが、中小企業はこれから先一体どうなるのか、政府の指導方針はどんなものか、中小企業は不満と不安を抱いているのであります。

白書は、中小企業の業種別、規模別の実情を正確に把握しております。中小企業と一口にいわれるが、事業数が四百二十三万余あり、そのうち、個人営業が三百三十八万、法人企業八十四万余となっており、小規模の個人営業が圧倒的に多いのであります。これらの零細な小規模企業は、国の方針として今後どうするのか。経済合理性や競争原理の完全導入で解決できるものではない

いのであります。また白書は、中小企業の実態を説明するのに、法人企業統計年報や統計季報及び生産動態統計の数字を用いているが、これらの統計には個人営業が含まれていないし、零細法人も含まれていない統計数字が多いのであります。したがって、白書の実態説明は、現実を正確に反映しているとはいえないのであり、中小企業の今後の指針を導き出す正しいカルテとしては採用しがたい点が多いのであります。

明年度からは、できるだけ業種別、規模別の実態調査を行ない、現状に基づいた統計数字を基礎にすべきであります。再検討する必要があると思ふが、大臣の見解はいかがでしょうか。さらに、中小企業政策が通産行政の中に埋没しないために、中小企業専門の中小企業省を設置し、国際化時代に対応し得る体制にすべきときが来たと思うが、中小企業省設置について総理大臣の方針を伺いたい。

〔議長退席、副議長着席〕

第二に、アメリカの輸入制限、保護貿易の動きと特恵関税についてであります。

ニクソン政権誕生と同時に、輸入制限の動きが活発化しているようであり、紡毛及び梳毛の織物、化繊合織の織物、毛織と衣服及びこれらの織物の加工品を対象にしているようだが、政府が入手している情報ではどんなものか。鉄鋼の場合、現在自主規制を行なっておりますが、アメリカでは、最近ハートケ氏が法案を提案し、鉄鋼輸入に対する法的輸入制限を主張しているようであります。これではアメリカを信用できないではあります。日本の化繊業界が、政府間交渉に賛成できないと主張する気持ちは、この鉄鋼の例から見て、協定を結んでも意味がないという不安があるからにはかなりません。佐藤内閣は、このようなアメリカの身がたつてな動きに対し、現在までどんな手を打ってきたか、業界交渉にまかせようとしているのか、政府間協定が望ましいと考えているのか、総理大臣に明らかにしていただきたい

い。

アメリカは、ドル防衛、国際収支改善のためと称し、輸出リベリティー制度や輸入担保金制度を実施し、自由貿易に逆行する措置をとっております。さらに、これを合法化するため、ガットの場で輸入制限禁止の例外規定を改正しようとする模様がありますが、まことに身がたつてなアメリカの態度といわなければなりません。この態度に対し、日本政府はいかなる態度をもって臨むか、お聞かせを願いたい。これが合法化されると、世界貿易や日本の輸出にどんな影響が起るのか、外務大臣、通産大臣に伺います。

佐藤内閣は、三月十日、特恵関税の実施案をOECDに送ったようだが、特恵関税は明年度から実施されると見通しておられるのかどうか。その適用について、日本の資本が進出して生産をしている国々も含まれるのかどうか。現在、香港に設立されている日本の会社は二十三社、台湾が五社、今後進出し増大が予想される韓国、インドネシアなども特恵対象国になるのか。これらの国から輸入される商品、これらの国と競争する先進国への輸出競争等を考えると、中小企業に相当の影響が起ると思うが、その見通しはいかがでしょうか。

第三に、中小企業のビジョンと倒産対策について伺います。

中小企業の上位層は、重工業部門の好調を反映して、価格の下落や資金繰りの窮乏化といった事態は見られなかった。しかし、繊維、食料品等の軽工業分野では過剰生産、競争激化などで生産の伸びは停滞し、加えて、金融引き締めなどの影響はひどく、借り入れ難の増大や取引条件の悪化が目立った年だと白書も述べております。零細小規模事業では、この傾向は一層激しいものがあつたのであります。生産性の向上、技術開発、重化学工業への転換を力説している政府は、はたして適切な方策を具体的に講じているのであろうか。四十四年度の予算を見ると、一般会計予算でわずか四

百三十億円、前年比四十億八千二百万円の増にすぎません。これで中小企業がどの程度近代化や構造改善ができるかと思つてはいるのか。金融の面でも、中小企業金融政府系三機関の資金は、前年比八百三十五億円の増にすぎない。先進国型中小企業に成長させるための予算としては、あまりにもお粗末、僅少の額であります。政府の考える中小企業政策の本質は一体何か。この際、重化学工業、軽工業、流通産業のそれぞれについて、総理大臣から政策のビジョンを示してほしい。

中小企業が不安定であることは、年間三万五千余の法人企業が消滅する事実を見ても明らかであります。昨年一カ年の倒産数は前年より二〇%増を記録した。金融引き締め、大企業の進出による圧迫、資金力の弱さ、過当競争などが原因と思われるが、白書はこれらに対処する方針を明らかにしていない。大企業の下請代金支払いについても、繊維の場合九十日、機械、金属の百二十日の手形期限が守られておりません。約半が長期違反手形であります。この違反手形に対する処置も、適切になされていないのではありませんか。昨年の倒産原因を調べると、販売不振が第一位で三千八百三十件、続いて売り掛け回収難一千七百二十一件となり、経営者の放漫で倒産するものは減少しております。政府の施策のしわ寄せで倒れる企業が増加していることを物語るおそれがあります。これらの倒産現象に対し、自由経済は弱肉強食、無計画生産を本質としているので防止できないというのか、資本主義では景気循環は避けられないから、しかたないというのか、需給調節能力がないから、どうにもならないか、とも考えているのか、今後は、行き詰まりそうな企業の手形に対する政府の救済機構をつくるのか、何か新しい方策を樹立し、中小企業を守る必要があるか、政府の見解はどうか。

第四に、中小企業金融についてお尋ねをいたします。

先月、公正取引委員会が報告をした拘束預金の実態によれば、拘束性預金が前回調査の四十二年よりも増加している。また、預金額に対応する部分の貸し付け金利は引き下げるようになっていないが、今回の調査では、何ら引き下げ措置を講じていないものが三七・九%に達しており、これは、不公正な取引が是正されていないことになり、金融機関の誠意は見られないではないか。前よりむしろ悪くなったと答えた企業が前回の二倍に達し、前回より改善されたと答えた数も一〇・九%も減少したのであります。拘束性預金を金融機関が解消しようとしていないことを物語っており、われわれは再三要求を続け、中小企業金融の姿勢を正してまいりましたが、またまた方針がゆるんだのではいかと疑わざるを得ません。福田大蔵大臣はどう理解しているか、拘束性預金解消のため、第三ラウンドの措置をとるべきと思うが、大臣の所見を承りたい。

国民金融公庫、中小企業金融公庫の金融は、拘束性預金や歩積み・面建てがなく、小規模企業が最も喜ぶ融資であります。しかし、その資金量が少ないため、業者の需要を満たすことができない状況にあります。融資申し込みに対する充足率は、国民公庫で、四十一年度六六・七%、四十二年度六九・八%であり、十件のうち三件は融資を受けられなかったことになる。中小公庫においても、四十一年度は六六・九%、四十二年度は七九・六%の充足率であって、低利長期の資金を必要とする者にとっては、まことに不十分と感ずるわけであり、中小企業全体の融資額十九兆二百九十五億円のうち、政府関係三機関融資比率はわずかに九・一%であり、過去五年間の水準は同一であります。この比率をこの際大きく引き上げる必要があると思ひます。資本自由化、貿易自由化、特恵関税などが、中小企業の体質脱皮を、好むと好まざるにかかわらず要求しているのであるから、それに呼応した金融政策が緊急事である

と思ひます。この際、思い切った三機関の資金増をはかられたい。大蔵大臣の答弁を求めます。

第五に、税制についてお尋ねをいたします。

中小企業の資本設備率は低く、近代化はおくれであり、わが国には同族会社と呼ばれる法人が七十四万二千あり、課税所得にして一兆七千八百三十億に達するのであります。同族法人とは、株主に親戚一族が多く、その株主に同族三人で五〇%の株保有、四人の場合、六〇%以上の株保有をしておる法人のことです。これらの法人に対しては、大法人に適用しない留保金課税を法人税以外に賦課し、同一所得に二重課税をしておるのであります。その金額は、所得額にして一千二百十億に達するのであります。なぜ、かかる二重課税をするかという理由について、国税庁の説明によれば、同族法人では、株主の待遇をよくするために賞与や配当を出す、株主個人の所得が多くなり、個人所得税が累進課税で高くなるから、これをのがれるために、賞与や配当を出さず、会社の利益を必要以上に社内に留保する傾向があるからだといふ説明をしておるのであります。これでは近代化や構造改善のための資金の積み立て、すなわち、社内留保を制限することになり、小規模企業を圧迫することになります。何たる時代逆行の税制であるか。さらに、大法人との間に差別を設け、憲法の定める法のもの平等の精神にも反することだ。大蔵大臣に善処を要求し、見解を承りたいのであります。

税制の問題で、中小企業に差別をしている問題の一つに、さらに、同族会社の役員賞与は損金に認めないというのがあります。とうちゃん社長、かあちゃん専務、じいちゃん監査役という小規模法人では、社長も専務も従業員同様に働いているのであります。それを政府は、役員賞与とは、企業経営に寄与した業績に対する株主の謝礼だと定義し、巨大資本の会社と同族会社の社長とを同一視している。何たる悪平等か。通産大臣はどう思ふか。法人税法第三十五条は、小規模法人について

ては適用を除外せよ。大蔵大臣の答弁を求めます。(拍手)

最後に、今回の改正案で、商工中金が設定する抵当権登記の登録税が千分の四から千分の一に減税されますが、県単位に設立されている県の信用保証協会、この保証協会が抵当権を設定する場合にも、当然免脱措置をとってしかるべきであると思ひ、大蔵大臣、通産大臣の見解はいかがであるか、明らかにしていただきたい。

以上、私の受け持ちの時間が終わりましたので、簡単であります。政府の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

〇内閣総理大臣(佐藤栄作君) 中小企業省を設置しろ、こういう御意見でございますが、私が申し上げるまでもなく、中小企業行政は、産業行政と一体となつて運用する必要があります。この意味で、中小企業庁が通産省と一体となつて施策を進めることが適当と考えております。また、新たに省を設けることは屋上屋を重ねることにもなり、行政機構の複雑化を招くおそれも多いので、中小企業省を設置することには私は賛成ではございません。現在の機関のままでも、各省との緊密な連絡体制を整えるなどして、十分中小企業行政が達成されるものと、かように考えております。

アメリカのいろいろの政策などについてお尋ねがございましたが、これはやはり中小企業の本質に関する問題だと思ひますので、その点からひとつ私の考え方も聞いていただきたい。

中小企業は、労働力不足の進展と、これに伴う賃金の上昇によりまして、さらには、豊富な労働力を持つ発展途上国の台頭と資本の自由化のもとに激しい国際競争にさらされることによりまして、従来の経営のあり方に根本的な反省を必要とする時期に当面しているものであります。現在の中小企業は、残念ながら、従来から中小企業の弱点とされている生産性の低さ、企業体質の弱さ、また企業近代化の立ちおくれなどは、いまだに解

消されないままに残っております。特に、小規模零細層のほとんどが設備、技術、生産性の面で著しく立ちおくれに上り、生産的な色彩が濃く、いまだに前近代的女性格から脱し切っていないのが問題であります。

政府としては、これらの構造改善についての中小企業者の自主的な努力に対し、これを助言、助長し、その環境の整備をはかるため、中小企業に対する明確な情報の提供と、親身になっての指導、助言、さらには金融、信用の補充、税制等の面でのきめこまかい配慮を払って育成、強化をはかるつもりであります。そうして国際的なその地位、地歩を確保する、かように努力してまいると考えております。

以上、お答えしておきます。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳君)登壇〕

〇国務大臣(大平正芳君) 第一は、中小企業統計の整備についての御質問でございます。現在も業種別、規模別に、工業、商業、事業所別に統計を集計いたしておるのでございますが、何さ、四百数十万に及ぶ千種万態の業態でございまして、的確に経営の状況を掌握することが至難でございます。仰せのように新たなくふうをこらしまして、実情の把握につとめたいと思ひます。

米国の輸入制限、特恵等に対する問題でございまして、二月六日、ニクソン大統領が、繊維の輸出自主規制につきまして主要国と協議したい旨の発言がありました。また最近、スタンズ商務長官が、繊維品の対米輸出について調整が行なわれることを希望するといふ発言があつて、私どもその成り行きを注目いたしておるわけでございまして、これまでのところ、まだ政府に何らアプローチがございせん。今後十分この成り行きは注目してまいりたいと思ひます。

それから、これに対応する対策でございますけれども、政府間協定とか業界交渉とか、またお話がないことではございませんから考えておりませんけれども、形式のいかんを問はず、すべての輸入制

限措置には官民一体となつて反対する体制で臨みたいと考えます。

それから特恵でございしますが、これは三月の上旬、わが国の特恵のリストをOECD当局に提案いたしましたけれども、これはいまから各国間でいろいろ協議されることでございまして、それからその内容については、まだ申し上げる段階ではございません。

それから、米国がガットの輸入制限例外規定の改正提案の意図があるかどうかという御質疑でございましたが、ただいまのところ、そういう改正の提案の意図を持っておるといふようなことは聞いておりません。

それから、わが国の資本が進出したしております香港、台湾、韓国、インドネシア等の特恵の關係でございしますが、私どもとしては、国民所得の水準等から見まして、台湾、韓国、インドネシア等は、先方が希望すれば特恵の受益国として認めてしかるべきものと考えておりますが、香港につきましても、なお検討の要があると考えます。また、そういうところにおける産品の取り扱いにつきましても、これは外資が発展途上国に進出したしまして工業の開発を促進するというのが特恵の目的であります以上、進出企業の産品につきましても、特恵の対象にするのが至当であらうと考えております。

それから、特恵の中小企業に対する影響は、武藤さんも仰せのとおりはなはだ深刻でありまして、先進国に比べてわが国が一番深刻であらうと思ひます。それだけに、中小企業に重大な影響をもたらすものでございするから、品目の選択にあたりましては、最大限の配慮を加えてまいりたいと考えております。

それから、中小企業予算は不十分でないかという御指摘でございました。来年度の予算案につきましても、一般会計におきまして二・六％、財政投融資につきまして一四・二％の増加が認められたわけでございますが、その運用よろしきを得

ればかなりの効果をあげ得ると期待いたしておりますのでございまして、今後も一そう施策の充実につとめてまいりたいと考えております。

それから、中小企業のビジョンにつきましては、総理大臣からお話ございましたから省略いたします。

それから、倒産対策でございしますが、異常に高い倒産率を示しておった去年の上半期から、下半期にかけましてだんだんと鎮静ムードになってまいりましたことはたいへん幸いだと思つております。しかし、件数は減りましたものの、金額は依然として高いわけでございします。これは要するに、中小企業の適応力が脆弱であるといふことでございしますので、本格的に體質の強化、技術水準の向上、資金調達力の充実といふことに、企業の努力に加えて、政府の助成、信用の補完等の手段を講じてこれを強化して、対応力を高めてまいらなければならぬと考えておるのでございします。

下請取引の問題でございしますが、これは、通産省並びに公正取引委員会が協力いたしまして鋭意運用の充実につとめました結果、最近におきまして逐次下請取引は適正化の方向に改善を見つたのでございしますが、今後一段と運用の強化、適正化をはかつてまいり所存でございします。

それから、同族会社の社内留保に関する課税についての限界でございします。税制につきましても、大蔵大臣から御答弁があると思ひますが、同族会社の社内留保につきましては、今日までも一定額の控除制度が設けられて、その控除額が従来から順次引き上げられてきておるのでございしますけれども、仰せのように、今後も個人と法人との税負担のバランスを勘案しながら、その軽減について財政当局とも十分話し合つてまいりたいと考えています。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫)登壇〕
○国務大臣(福田赳夫) 答をいたします。

まず、中小企業対策予算が少くないのじゃないかというお話でございしますが、これは予算は、農業なんかには比べると確かに非常に少ないです。少のうございしますが、中小企業は、元来、一般会計予算になじまない性格のものである。あとでも申し上げますが、金融と税、これにおいて格別の対策を考えておる、かように御了承願ひたいのであります。

そこで金融であります。まず、歩積み・両建て問題についての御意見でございましたが、お話しするように、拘束性預金が、公取委員会の調べによりますと、少しふえてきておる、また、拘束性預金に充てる貸し出し金利、これが放置されておる傾向がある、こういうことであります。この公取委員会の調査は四十三年五月現在であります。わが大蔵省においては四十三年十一月で調査をしております。これによりまして、非常に変わつてきております。この割合にいたしましても、また、金利据え置き傾向にいたしましても改善をされてきておる、こういう結果が出ておるのであります。(都合のいいところだけとるな)と呼ぶ者あり)大蔵省では毎年二回やっておりますので、現実性を持つておる。つまり、公取が調査したこの三月という時点は、金融引き締め政策が強く浸透しておる時期であつた。それが緩和された十一月の時点において変わつてきておるのだ、かように見ておるのであります。(三月じゃない、五月だ)と呼ぶ者あり)お声がありますが、公取は四十三年五月であります。そこで、武藤さんのお話では、そういうふうな、大蔵省では拘束性預金に対するところの施策にゆるみが出てきたのじゃないか、第三次対策をとる必要があるのではあるまいかというふうなお話でございしますが、いま相互銀行につきましても進行中です。それから、信用金庫につきましても第二ラウンドが進行中であり、四十四年十一月に相互銀行、四十五年十一月に信用金庫が終了する。私は、この都市銀行、また一般の地方銀行、これらの第二ラウンド

が終了した、その成績から見まして、この相互、信用金庫におきましても、必ずこれを目標どおりやっいていける、かように確信をしておりますが、なお、その推移を見まして、第三ラウンドをやるかやらないか、これは考えてみたい、かように考えておるのであります。

次に、中小金融の政府関係機関である国民公庫が、貸し出しに対し六・九・八％、中小公庫が、貸し出しに対し七・九・六％、要求に対し、それしか応ぜられないという状況である、しかも、この中小金融機関全体における政府機関の役割りが九・一％の状態である、こういうお話であります。これも改善をされつつあるのであります。いま武藤さんのおっしゃるこの数字は、そのとおりなんです。これは四十二年度なんです。四十三年度について見ますと、十二月までの実績はわかつておりますけれども、もう国民公庫でも七・二・四％、また、中小公庫におきましても八・三・八％、とにかく申し込みがあつて、それだけのものにこたへ得るという体制は、これはりっぱなものである、かように考えておるのであります。

それから、政府関係機関の中小金融におけるシェアが一割だ、少ないというお話でございしますが、これも政府金融なんです。政府金融は構造改善などの特殊の任務を持つておるものであります。金融の補完的役割りをするものである。しかも、三機関の融資額は実に八千億、こういう巨額のものであります。そういうことをお考えください。いますれば、決してこれが過少のものではありません。ことに、民間におきましては中小向けの金融が非常にふえておるのであります。この数年間、四十年は四二・九％のシェアが四十三年には四五・九％というふうにはね上がったといふことも、またあわせお考えを願ひたいのであります。

それから、次は税の問題であります。同族会社の留保金課税問題、これは古く、かつ、まことにきやかな問題であります。これは、諸外国で

もこの問題はやっておるのです。また、いま何か大法人と小法人と差別があるような、こういう御感の発言でございしますが、これは区別はいたしておりません。大法人におきましては、同族会社ならばこの留保金課税を適用するのであります。やはりこれは留保金につきまして留保水準というものをきめる、これが適当じゃないか。適当な留保水準をいさぎめておきますので、この方式、これでやっていって差しつかえないのではないかと。また、近代化がこの措置によって立ちおくれる傾向があるというお話であります、留保水準の適正化、これによってこのことも免れ得るのではあるまいか、さうに考えておるのであります。

それから、同族会社の役員賞与を損金にせよ、これも古く、かつ、にぎやかな議論でございまして、これは法人税法第三十五条におきまして、役員賞与は利益金処分である、また、その第二項において特例がありまされども、同族会社の場合におきましてもこの考え方はいくつかはなない。ただ、同族会社の場合におきましては、役員が同族株主である場合が多いとします、そのすから、第二項の特例に該当しない傾向が多いわけでございますけれども、その際は役員をやめていただくというほかはない、こういう見解をとっておるのであります。もし役員はおやめにならないというお方でありまされば、それは真に使用人であるのか、経営者であるのかというのを慎重に判断をして結論を出すという考え方をとるほかあるまい、かように考えておるのであります。

それから、保証協会の登録税の問題の御指摘がありました、この問題においては慎重に考えてみたい、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 最近、米国内で繊維を中心に輸入制限の動きが強まっておりますが、わが国といたしましては、先ほど通産大臣から御答弁いたしましたように、一方的な輸入制限であらうが、あるいは輸出の自主規制であらうが、形式

を問わず、官民一体となつて、このような動きが具体化するのを、まず未然に防止することが一番大切であると思ひまして、ただいまできる限りの政府としての努力もいたしております。先般も御報告いたしましたように、この問題が二月早々アメリカに動きがありましたので、二月の中旬のワシントンにおきまして、駐米大使から直接米政府に嚴重な申し入れをいたしました。それから、次いで三月に入りましてから、私も駐日代理大使を招致いたしました、本件につきまして未然に防止するよう、アメリカ政府の格別の努力を要請しておるような次第でございまして。

特恵関税につきましては、御案内のようにOECD、あるいはUNCTAD等における特恵の検討作業が一九七〇年初頭の實施を一応の目標として進められております。これに照応いたしまして、わが国としても、先進国の一員としてこれに協力すべく作業を進めておりますが、その方向あるいは考へ方は、ただいま通産大臣から詳しく申し上げましたとおりでございまして。

また、ガットに対する米国の動向につきましても、通産大臣の答弁のとおりでございまして、省略させていただきます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 吉田泰造君。

〔吉田泰造君登壇〕

○吉田泰造君 私は、民主社会党を代表し、昭和四十三年度中小企業動向に関する年次報告並びに昭和四十四年度について申し上げようとする中小企業施策について、若干の質問を總理並びに關係大臣に行ないたいと思ひます。(拍手)

その總括的な点は、わが国の中小企業問題の基本的なところ方についてであります。

顧みますと、戦後二十三年間、政府の中小企業問題に取り組む姿勢は、一貫して経済の高度成長を大企業中心に追求し、一人当たりの国民所得を高め、その過程において中小企業問題の解決を

はかるというものであります。確かに、わが国の経済は、今日、国民総生産においてアメリカ、ソ連に次ぐ世界第三位の地位にまで躍進したのであります。しかし、これではたしてわが国の中小企業問題は解決されたのでありましようか。いな、決してそうではありません。むしろ中小企業の構造的な危機は、白書の指摘をまつまでもなく、今日ほど切実なものとなつたことはないのではありません。このことは、依然として、わが国の中小企業と大企業との格差が著しいことに端的にあらわれております。現在のわが国一人当たりの国民所得は、いまから約十五年前の西欧の水準と同じであります、すでにその当時、イギリス、ドイツ、フランス等においては、中小企業と大企業との生産性格差は約二〇％前後と、非常に縮小していたにもかかわらず、同じ所得水準にある現在のわが国において、大企業との格差が実に五〇％もあるという驚然たる事実は何を物語つてゐるものでありましようか。これは明らかに、わが国の経済発展がいまだにおくれてゐるからではなく、政府の経済政策並びに現在の経済制度それ自体に、中小企業を軽視する重大な欠陥があることを如実に示してゐると思ひます。

(拍手)したがって、現在の中小企業問題は、ただ経済成長を高め、一人当たり国民所得を引き上げることに解決されるというなまやさしいものではなく、予算に占める中小企業対策費の比重の漸増、金融、税制等の経済制度の根本的改革が必要であると思ひますが、總理並びに關係大臣の基本的考え方をまずお伺ひいたします。(拍手)

次に、具体的な問題について、中小企業金融問題からお伺ひいたします。

申すまでもなく、わが国経済に占める金融の役割りは、まことに大きなものがあります。株式、公社債市場の立ちおくれ、貧弱な内部留保などは必然的に企業の金融依存度を高め、金融機関のあり方が、わが国経済構造を左右してきたのであり

ます。現在の中小企業の近代化、合理化の著しい立ちおくれも、その源は中小企業の資金調達力の弱さからきてゐることは明瞭であります。ところが、わが国の金融機構は依然として大企業集中融資メカニズムを維持、強化しており、融資量、金利、期間など、あらゆる面において、中小企業は不当に不利な取り扱いを受けてゐることは自明のこととなっております。たとえば、都市銀行の中小企業向け融資比率はわずか二五・七％にしか過ぎず、相互銀行についても、昭和三十三年の融資比率七九・四％から、四十三年には七三・八％と、比重が低下してゐる始末であります。にもかかわらず、政府は、昨年に引き続きことしも、中小企業を考慮しない金融機関の再編成を促進し、三菱、第一の合併の話が出るや、大蔵大臣はもう手をあげ賛成したことは、全く大企業中心の金融政策が露骨にあらわれてゐると思へないのではありません。(拍手)一政府は、各銀行に対し、中小企業向け融資比率を高める行政指導を行なつてゐるのかどうか、具体的にお聞きしたいのであります。

また、政府系三中小金融機関の金利についても、四十年九月、四十一年四月、四十二年一月と、毎年引き下げられてきたのであります。それ以降、すでに二年間八・二％で据え置かれてゐるのではありません。中小企業者の政府金融機関に対する非常に大きな期待にこたへるためにも、すみやかに、この際八・八％にまで引き下げるべきであると思ひますが、あわせてお伺ひいたします。(拍手)

さらに、政府は、ことし中小企業振興事業団の融資金利を二・二％から二・七％に引き上げるといふ、全く時代逆行的な方策をとつたのであります。これはあくまでことし一年限りのこととして、来年はもとよりにすべきであると思ひますが、關係大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。(拍手)

次に、税制問題についてお伺ひいたします。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

中小企業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策についての演説に対する吉田泰造君の質疑 四八八

現在の中小企業の経営基盤の脆弱性は、白書が正しく指摘していますように、中小企業の自己資本比率が一七％と、わが国大企業の二三％、またアメリカの中小企業五七％と比較しても、著しく低いところにあることは言うまでもありません。これが対策はあらゆる角度から検討されなければなりません。税制面からこの改善に一その努力を傾注すべきであります。しかるに、わが国の法人税制は、表面税率はさほどおきながら、実効税負担において、法人に比べ中小企業法人がかえって大きくなっており、税負担の公平が犠牲にされているのであります。このような矛盾をなくし、中小企業法人の税負担を軽減するため、法人利潤税を検討して、多段階税率を設けるようにすべきであると思いますが、政府の見解をお聞きしたいのであります。(拍手)あわせて、零細事業については、事業主の勤務部分を控除する制度を設けてもよいのではないかと思います。大蔵、自治、白書では、今後企業の転換、廃業が必要になつてくると述べておられますが、この点について、廃業者の事業用資産の譲渡所得の特別措置を設ける必要があると思いますが、政府の見解をただしたいと思ひます。

次に、中小企業の構造改善政策についてお伺ひいたします。

この端緒は、すでに昭和四十二年の組織の構造改善に見られるのでありますが、私は、この組織の構造改善の経験と反省を踏まえながら、政府が今後進められようとしておられる対策の方法について大きな疑問を持つておられます。その第一は、改善業種の指定について、商業、サービス業を含んだ総合的長期的プログラムのもとに選定すべきであり、一部希望業種だけをケース・バイ・ケースに取り上げるのではなく、政府が進んで業界側にそのような準備と体制をとらせるよう、積極的な指導、助成が必要であります。第二に、これら業種における一部企業の転換業が起ることにかん

がみ、これをいかにスムーズに進めるかであり、す。以上の二点につきまして、政府の所信をただしたいのであります。

次に、商業政策についてお伺ひいたします。

白書は、わが国商業の中で、中小商業の占める地位が圧倒的に多く、しかもその基盤は、急激な流通機構の変化の中でゆるぎつつあることを厳密に分析されているのであります。ところが、さて、その対策となると、従来の製造工業に対する施策を商業にも当てはめるといふ安易な考え方が支配し、現在の最も緊急な問題である大スーパー、大百貨店との調整、中小商業のあるべきビジョンの提示、各省にまたがる商業行政の一元化、流通資本自由化のプログラムなど、基本的施策が全く提示されていないのであります。たとえば、最近、四国において、地元商店街とスーパーとの間に大きなトラブルが生じ、わが党のあつせん調整で、両者が共存する道を聞いたという事実があるのであります。

このような政府の商業政策の混迷を是正し、商業の近代化と各種商店の共存共栄をはかるため、わが党は、商業基本法ともいふべき中小商業振興法を国会に提出しているものであります。これら諸点について、通産並びに各関係大臣にその所信のほどを承りたいのであります。(拍手)

最後に、私は、以下数点にわたる質問を終わるにあたりまして、繰り返し指摘したいことがあります。それは、中小企業の近代化も、経済全体の計画化なくしてはあり得ないということであり、最近、ある学者は次のように述べておられます。すなわち、「経済発展は、計画されない場合、強者を助け弱者をくじくものである。それによつて、富は雪だるまのようにふくれ上がるが、そのうしろには、世界で最も繁栄している国においてすら、許しがたい貧困の活点が残されているのである」とあります。まさに名言であります。私は、政府が現在進められております経済社会発展計画の改定作業において、このことを真剣に留意

し、中小企業近代化の確固たる道を計画的に切り開くように切に希望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 中小企業問題に対する政府の基本的姿勢につきましては、さきに武蔵君の質問に対しましてお答えしたとおりであります。

労働力の不足と高賃金の欧米諸国におきましても、なお中小企業が経済の各分野で重要な役割りを果たしつつ、りっぱに発展しているものであります。わが国におきましても、このことができないわけはないはずであります。すなわち、今後の経済の成長過程におきまして、高加工度の産業を支柱としながら、一そう重要な役割りを果たしていただくことを期待するとともに、それに対する支援を惜しまない所存であります。

次に、中小企業が金融面、取引面において不利な立場に立たされておられ、これらの側面を改善しない限り、単に高度成長させることのみによつては、その近代化が達成できないことは御説のとおりであります。このため、政府といたしましては、金融面における補完的融資、さらに取引面における下請取引の適正化など、中小企業の持つ制度の欠陥の補正につとめており、今後とも、これらの措置の徹底につとめてまいりたいと考えております。

中小企業対策のための予算につきましては、十四年度予算におきましても着実な充実を行なっており、特に中小企業に対しては、その性格上、単に一般会計予算においてだけでなく、財政投融资、税制、金融等を通じて総合的施策を進めていくことが必要と感じ、所要の措置をとっているものであります。今後とも、一そうその充実につとめてまいります。

最後に、中小企業の近代化をはかることが、今後のわが国経済が持続的かつ均衡のとれた成長発展を遂げていくためにきわめて重要であること

は、さきにも申し上げたとおりであります。このため、経済社会発展計画の補正にあたっては、経済効率化の一環として、中小企業の国民経済的位置づけと、その施策の方向について、中小企業政策審議会の検討の結果を加味しつつ明らかにしてまいりたい、かように考えております。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 第一に、金融の問題でございますが、仰せのように、資金調達力が中小企業の体質の強化にとりまして根本的な課題であることは、御承知のとおりでございます。したがって、政府機関の金融機関ばかりでなく、民間の銀行の協力も十分求めなければならぬわけでございますが、幸いにいたしまして、信用保証協会の活動がだんだん活発になってまいりまして、順次民間銀行の資金が中小企業向けに流れ、傾向が出てまいりましたことを喜んでおります。また、御承知のように、年末には、金融引き締め等の時期に民間金融機関の中小企業向け融資をたびたび要請いたしておりますことは、御案内のとおりでございます。

それから、金利の引き下げの問題でございますが、これは従来からも機会あるごとに引き下げに留意いたしておりましたが、今後その方向で努力いたしたいと思ひます。

それから、振興事業団の融資比率を今年引き上げたのはどうか、もとどおりにせよというお話でございますが、これは中小企業振興事業団に対する融資需要というものが殺到いたしまして、財政資金の限界もございまして、資金量をできるだけふやすために、やむを得ず一部引き上げをさせていただいたわけでございます。これは旺盛な資金需要に対処するやむを得ない措置でありましたことを御了承いただきたいと思います。

それから、構造改善についての御質問でございますが、まず業種の選定でございますが、これは御指摘のように、業界内部の主体的な条件が十分

整わなければならないわけでございます。また、十分の実態調査を遂げた上で政策の立案にかなければならぬわけでございますので、私もいたしましては、順を追って実行していく所存でございます。特定の業種を優先するとかいう考え方はないでございます。御了承願います。

それから、民社党の御提案にかかります構造改善促進法の御精神は、私も十分行政上生かしてまいりたいと思っております。

それから、商業政策の問題でございます。仰せのように、流通対策が確かにおくれをとっておりますことは、御指摘のとおりでございます。したがって、私も、非常に数多い、体質の脆弱な流通業界の体質の強化につきまして、小売りの面ではボランタリーチェーンの育成、卸売りの面では総合センターあるいは団地の育成、あるいは輸送、包装、荷役等の機械化等にいろいろくふうをこらしておるわけでございますが、全くこれからのわれわれの政策的な最大の課題であらうと承知いたしておるわけでございます。

また、御指摘のスーパーその他の進出によりまして、いろいろの紛争が起きておりますことはたいへん残念でございますが、これについての摩擦につきましましては、十分の行政的配慮を加えて、解決の指導に当たりたいと思っております。

それから、中小商業振興法についての政府の考えはどうかということでございます。中小商業の総合的立法を構想して、商業の近代化が急務となっております今日、こういう構想の意図するところは私も十分理解できるところでございますけれども、はたして新規の立法が必要かどうか、また、それに必要な十分の準備があるかどうか、そういう点も十分検討していただきたいと思いますのでございまして、にわかに、いま是非の判断は差し控えていただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 答えいたします。

社会党の武藤さん同様、中小企業予算が少な過ぎる、かような御批判でございますが、そのとおり中小企業予算は多いとは申し上げられませんが、しかし、これは金融と税のほうで補っております。先ほどお答え申し上げたとおりであります。民間金融機関の融資比率を高めるために行政指導をしておるかということでございますが、そのとおりでございます。昨年十一月の実績が出ておりますけれども、民間金融機関の中小企業に対する融資比率は四五・九％、これは逐次上昇しつつある比率と御承知願いたいのであります。

それから、政府関係三機関の基準金利を引き下げられぬかというお話でございます。これは昭和四十二年一月に今日の八・二％という率への引き下げが行なわれたわけでございますが、当時、四十年のあの大不況について特例的に引き下げた、それに引き続いたの引き下げが今日に至っておりますわけでありまして、しかしながら、これは日本の金利全体といたしまして、国際的にたいへん低いところに来ている。数年前は、日本の金利は外国の金利に比較いたしまして二％くらい高い地位にあったのであります。今日逆に二％くらい低い地位まで来ているのであります。その中の金利問題、金利全体としてバランスをとってやっておりますので、これをにわかに改正するということとはむずかしいのではあるまいか、さういうことを考へておるのであります。

振興事業団の高度化資金の金利を二・二％から二・七％に上げたのを引き戻せ、こういうお話でございますが、これは吉田さんも御承知のように、いま全国に中小企業のいろいろな団地がたくさん建ちつづつあるのであります。この団地のために、いふ金が使われる、また、これに対する需要が非常に多いのであります。そういうことを考えますときに、金の量という問題を考えなければならぬ。その量を考える際に、金利を多少犠牲にせざるを得ないのであります。そういうふうな見地

から、二・七％というところへ持つていったわけでございますけれども、やはりこれが中小企業の皆さんの御志向、御期待に合致しておるゆえんではあるまいか、さういうことを考へておるのであります。

税につきましては、御承知のように、いろいろな角度から中小企業対策をとっておるのであります。が、税率において、法人税、個人所得税とも、特別軽減税率をとっておることは御承知のとおりですが、専従者控除、合理化機械の特別償却、貸し倒れ引当金に対する特例措置、構造改善準備金、また四十四年度におきましても、構造改善に対する特別償却措置を御審議をお願いいたしておる等、いろいろな施策をこらしておるのであります。

なお、法人利潤税を導入すべきではないかというお話でございますが、これは非常にむずかしいことでございます。これは、利潤税を導入する場合には、資本金とか利益金とか、そういうものをまず対象にして基準を求めなければならぬわけでございます。そのためには、それは会社が税を少なくしようとするために、その会社の規模を、あるいは利益金を分割をする、そういう措置が容易であります。脱税措置がいかにいかにでもできるようなことに相なるのでございまして、軽々にこの考え方を取り入れるわけにはまいりませんし、諸外国に比べても、かような考え方をとっておるところはないことを御承知願いたいのであります。

それから、事業主の勤労所得控除を認めようという話でございますが、これは給与所得者に対する控除同様でございます。これは給与と承れるのであります。事業主の所得、つまり事業所得につきましましては、すでにあらゆる控除をしておる。その結果が事業所得になるのであります。その上にさらに控除をせよ、これは二重控除というものであります。そういうふうなことをいたしますと、これは給与所得者等との間にははたはしくバランスを失ふことになるので、私は

は賛成いたしかねるのであります。(拍手)

〔国務大臣(青野和太郎君)登壇〕

○国務大臣(青野和太郎君) いま経済企画庁で策定いたしております経済社会発展計画を補正する場合に、中小企業の位置づけと申しますか、中小企業をどのように取り扱うかという点について、御質問であつたように思ふのであります。この点については、総理から詳細にお話があり、今後の中小企業のビジョンについてもお話がありましたので、私はこれ以上つけ加える必要はないかと思ふのであります。が、なお重複するとは思いますが、多少この問題について触れてみたいと思ふのであります。

お話のとおり、最近経済が非常に発展してまいりましたが、中小企業というものが格差があるというところは御指摘のとおりであります。この点においてはわれわれも非常に遺憾に思つておるのであります。経済の発展があまりに急激過ぎたために、したがって、生産性の高い大企業は特に発展し、生産性の低い中小企業というものが立ちおくれたというところは、先ほど大蔵大臣、通産大臣からもお話しのとおりであります。しかし、外国には中小企業はあるけれども、日本のような中小企業の問題はないというところは、これは一体どういうわけかということではあります。そこで問題は、この立ちおくれておる中小企業を、お説のとおり、近代化する、あるいは高度化するということとが絶対必要でありまして、そういう点において、この経済発展計画におきましても、経済の効率化ということを考へておりますから、したがって、この中小企業については、特に近代化、高度化ということを考慮して、ほかの大企業と同等の地位に置いて、そして外国におけるがごとく、中小企業問題の起こらぬような計画を立てたいと思へておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣(野田武夫君)登壇〕

○国務大臣(野田武夫君) 事業主の勤労部分に対する所得控除はどうかというお尋ねでございます。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

中小企業基本法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策についての演説に対する近江巳記夫君 四九〇

が、先ほど大蔵大臣からお答えいたしましたとおり、地方も国と同じような考えでございまして、事業の経営による所得は事業そのものでありまして、給与所得者に対してとられておりますような給与所得控除のようなものは、これを認めることは適当ではない、こういう考え方を持っております。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 近江巳記夫君。

〔近江巳記夫君登壇〕

○近江巳記夫君 私は、公明党を代表いたしました。昭和四十三年度中小企業の動向に関する年次報告について、特に重要と思われる点につきましてお尋ねいたします。

わが国経済の成長は、世界各国からも非常に注目されております。これは、先進工業諸国に迫いつき、追い越せという、経済の先進部門における設備投資に対する異常なエネルギーの結集の結果であることは、言うまでもありません。しかしながら、一見バラ色に見えるわが国経済のたどってきた高度成長にも、体質的に大きな問題点をかかえているのであります。それは言うまでもなく、重化学工業を中心とする成長産業部門が先導するわが国経済の発展が、その陰にこれら花形産業部門の活動をささえるために、裏方的役割りを果たしてきた膨大な下請産業群によって初めて可能であったことでもあります。劣悪な条件のもとで、日本経済の繁栄をささえてきたこれら下請産業群とは、なかなか脚光を浴びる先導産業部門との間の経済的な格差は、開いていく一方であるというわが国産業の二重構造の存在と、両者間の不均衡な成長は、産業政策上の重大問題なのであります。しかも、いまや経済の国際化は急速な伸張を遂げ、中小企業をめぐる経済環境に著しい変化が生じているにもかかわらず、これに十分対応することができない中小企業は、きわめて困難な事態に遭遇しておるのであります。わが国中小企業を

このような事態に追い込んだものは、口先では中小企業保護とか近代化を唱えるばかりで、何の実質もない政府の中小企業政策不在の政治姿勢にほかならないのであります。(拍手)

以上のような認識を背景にして、質問をいたしたいと思います。

まず第一に、経済環境の激しい変化が、これまでの中小企業の経営や構造を大きくゆがらせておるのであります。たとえば、中小企業に最も基本的な影響を与えているものとして、労働力の不足があり、白書は、景気調整下においてもこの動きはとどまることなく進行し、中小企業の経営を圧迫したと述べております。今後も経済の拡大されることと予想されると同時に、進学率の上昇や、一次産業からの労働力流出の減退等が一そり進み、新規卒業者のホワイトカラーやサービス業などへの就労がますます強くなり、製造業の労働力不足が一そり激しくなる傾向にあるのであります。さらにまた、企業の中でも特に小規模企業は、必要な人手の確保に著しく困難を来しておるのであります。白書も、小規模企業の雇用減少のきざしがあらわれたことを指摘しておりますが、政府は、このような事態に対して、一体どのような具体策を講じようとするのか、総理大臣並びに労働大臣の所見をお伺いいたします。(拍手)

また、中小企業全体の半分以上が何らかの意味で下請企業であり、わが国経済をささえていることは、すでに述べたところであり、資本自由化、大企業分野での産業再編成の動きが加わって下請再編成が進み、下請の再下請化、整理等の問題が生じつつあります。政府は、その実態を十分に把握しているかどうか、また、このような現状に対してどのような対策を用意しておられるのか、今後の基本的対策を、総理並びに通産大臣にお伺いいたします。

一方、最近における大量生産、大量消費の伸展、都市化、地域構造の変化などが流通構造を急速に変貌させております。特に小売りや卸売り分

野で大企業の進出が著しく、中小企業の半数を占める二百萬中小商業者の存立基盤をゆるがしております。白書も、この五年間に、企業のシェアが卸売り業で四四％から五六％に、小売り業で一三％から一八％へと、大きく増大したことを示しており、流通構造の急激な変化などで、倒産を余儀なくされる商店も多いという実情であります。流通部門は、農業に次ぐ低生産性部門であり、わが国経済の大きなネックとなっており、抜本的な流通構造の近代化、中小商業の近代化が必要であると考えられるのであります。政府は、いかなる対策をお持ちか、総理並びに通産大臣にお伺いいたします。

また、発展途上国や欧米先進諸国など、わが国中小企業に対する攻勢が最近ますます激しくなっております。その結果、中小企業の輸出に占める比重は、この五年間に五五％から四〇％強へと急速に低下しており、特惠関税制度が実施されれば、この動きは一そり加速されることになるのであります。白書は、中小企業の生き残るべき道として、高級品化のための努力を強調しておりますが、ヨーロッパなど先進諸国の高級品に、まだまだ太刀打ちできないものが多いのではないかと思っております。事実、アメリカ市場などで、低級品は発展途上国に、高級品はヨーロッパに市場を奪われ、わが国だけがシェアを減少させている商品も多いのであります。政府は、このような動きをどう見るのか、高級品化などによって輸出市場を維持し得る見通しはあるのかどうか、また、それに対する対策を通産大臣にお伺いいたします。

次に、輸出問題と関連して、海外進出について政府の見解をお伺いいたします。

欧米諸国の韓国、台湾等、東南アジアに対する企業進出が最近とみに盛んになっており、わが国企業の脅威となっております。また、特惠関税の利用、発展途上国の低賃金利用などの見地から、海外進出は中小企業に今後一そり広い活動の

場を与えるものと考えられるのであります。さらに、海外の進出先の市場や、産業、企業について、ジェットロなどの機能を十分活用して、中小企業に対して迅速的確な情報を提供すべきであると思っております。この点について、従来の政府の対策は、はた当を得ていないようであり、今後どのように対処されようとするのか、通産大臣にお伺いいたします。

政府は、これまで中小企業の近代化、特に機械化を中心とする設備近代化を推進してきていると説明しておりますが、それははたしていかほどの効果をあげているのでありましょうか。たとえば、福井染色団地や名古屋建設機械工業団地の例に見られるごとく、政府の中小企業対策の大きな柱となっている中小企業振興事業団の管轄事業によって構造改善、さらに新鋭機械等を入れて設備面の近代化をしても、政府金融機関融資の不足から、やむを得ず高金利の資金を利用するため金利負担にあえいだり、あるいは業界の過当競争、問屋の買いたたき、さらに企業自体の販路不足等により壊滅的打撃を受け、これを巨大企業に身売りするというような悲惨な結果に終わっている現状を、政府は一体どのように見ているのか。政府の政治的責任は、ここに重大といわねばなりません。どのように責任をとろうとするのか、総理並びに通産大臣に対し、中小企業者の納得のいく答弁を要求いたします。(拍手)

次に、わが国の中小企業が激変する環境に適應し、先進国型中小企業へと脱皮し、一そりの成長を遂げていくためには、何よりも独創的で高い技術水準を確保することが絶対条件であると考えますが、自力で技術開発を遂行する能力を持たない中小企業に対しては、政府は、国公立試験研究機関において中小企業向け技術の開発に特段の努力をなすべきであるにもかかわらず、従来見るべきものはほとんどありません。この点について、政府はどのような実効ある施策を講ずる意思ありや、通産大臣にお伺いいたします。

最後に、倒産問題について政府の見解をお伺いします。

昭和四十年以降急激に企業倒産が増大しており、四十三年には一万件を上回る件数を記録しております。中小企業者は不安におののいておるのではありません。この事態をどのように見ておるのか。政府は、これらの倒産は中小企業の自業自得であるとして考えていないと断ぜざるを得ないのであります。政府は、大企業に対する金融措置については手厚く取り扱っているにもかかわらず、中小企業に対するそれは、焼け石に水程度の対策といわざるを得ないのであります。中小企業に対する政府三金融機関の貸し出し状況を見ても、昭和四十三年十一月現在、中小企業に対する総貸し出し高のうち、三金融機関の占める割合はわずかに九・一％にすぎないのであります。信用補完制度にしても、昭和四十二年度の保証承認件数は八十三万九千四百八十五件で、全中小企業の一七・八％にすぎないのであります。信用補完制度は、本来社会政策的な意味を持つものであります。したがって、担保もないような中小企業への信用保証を目的としております。ところが実際には、担保の安全確実な企業にだけ保証するようにしている傾向が強いのであります。担保力の乏しい中小企業に対して、その保証の拡大をはかるべきであります。さらに、現行の税の引き下げ、融資金利の引き下げ等、早急に考慮しなければなりません。つなぎ資金さえあれば助かったものといふ多くの中小企業経営者の悲痛な叫び声は、現在の政府首脳には聞こえないのであります。か。特に、池田内閣以来の中小企業に対するその冷やかな政治姿勢は、今日の佐藤内閣にも強く受け継がれていると考えざるを得ないのであります。(拍手)もし、そうでない主張されるのなら、はっきりと裏づけのある施策をもって、総理並びに大蔵大臣みずから国民の前に明確なる答弁をされたいのであります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 近江君にお答えいたします。

労働力不足とこれに伴う賃金上昇は、中小企業一般にとりまして切実な問題であるが、その中でも、御指摘になりましたように、中小企業の中の中小企業とでもいふべき小規模零細層にとつては、とりわけ深刻な影響を与えている、かように見ております。政府の労働力確保対策につきましても、私からは、中小企業対策の基本的な問題についてお話をしてみたいと思ひます。

中小企業者の各位に対して何よりもなまねばならないことは、前近代的な性格から一日も早く脱し、設備、技術、生産性の面での改善こそが何よりの労働力確保の対策であるし、あるいは積極的に必要とする労働力の節約の対策でもあることに留意されまして、真剣に近代化へ向かつて取り組んでいただきたいこと、また、政府といたしましては、その支援を惜しまないものであることを十分申し上げておきたいと思ひます。

次に、中小企業の対外進出についてであります。現在、かなりの中小企業が東南アジアを中心として海外に進出しております。この傾向が助長されることはもちろん望ましいことではあります。が、一面、中小企業の進出の場合は国内関連中小企業と摩擦を引き起こしやすいのであります。から、この点について十分配慮しながら、その助成策についても検討してまいりたい、かように私は考えております。

なお、中小企業の倒産問題につきましても具体的な御尋ねがございました。先ほど申しました本来の中小企業対策、これを積極的に進める、政府もそれと取り組んでまいりますので、業者みずから、それに対応してみずから立ち上がるという、そういう点にこそその御努力を望みたい、かように思ひます。また、信用補完制度等につきましても何かと今後ともくふうを要するものがある、か

ように思ひますので、政府の施策とあわせて、中小企業者が健全に育成強化されることを、この上とも望んでやみません。

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕
○国務大臣(福田赳夫君) 私に對しましては、た

だ一つ、中小企業に對しての金融、財政、税制、万全の対策があるか、はつきりこれを示せ、こういうことでございしますが、いま中小企業問題の最大のネックは、何と申しましても労働力不足という問題であり、どうしても構造改善対策からこれを進めなければならぬ、かように考えておるのであります。したがって、政府としては、中小企業に對しましては近代化、合理化という長い目の政策、これを粘り強く推進するといふかまをとおるのであります。特に、先ほど税につきましましては申し上げましたが、また、金融につきましても、いま金融機関の融資残高が四千兆二千二百二十八億円になる、その中で、中小企業に向

けられておる融資残高が実に十八兆四千七百四十億円、こういうような状態でありまして、中小企業に金融がいかに大きく指向しておるかという

ことは御了解願ふかと思ひます。しかし、不幸にして、中小企業に對して倒産、破産するといふ事態に對しましては、これが連鎖倒産である場合においては連鎖倒産防止法の活動等が

あります。が、そうでない場合におきましても、そういうような情報を得ました場合には、通産局を中心としたしまして財務局その他関係の機関がすぐ集まりまして、その防止の対策を協議する、これを機械的にいたすというふうなことで、なるべく倒産の防止につとめる。また、万一それが倒産やむなしという場合におきましては、その連鎖反応がないように、これを阻止するといふ配慮をいたしておるわけでありまして、今後とも、そういう努力をさらに進めていきたい、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕
○国務大臣(大平正芳君) 下請企業の問題でございしますが、御指摘のように、系列化、再下請化の過程が進展を見つあるようございまして、私どもとしては、その事態の掌握につとめまします。同時に、下請企業自体の體質の改善につとめまします。親企業の指導を通じて、下請企業の保護、育成につとめたいと思ひます。

第二の流通問題でございしますが、政府といたしましては、第一に、共同化、協業化等による大量仕入れ、大量販売体制を確立する、あるいは専門化、施設の近代化等によりまして合理化計画を懇

懇いたしておりますことは、御案内のとおりでございします。また、輸送、包装、荷役の機械化を促進いたしておりますこともまた御承知のとおりでございしますが、さらには、取引慣行の近代化、標準化、あるいは消費者信用制度の確立といふような点に意を用ひまして、一番立ち回られておりまする流通構造の近代化に一段と努力をしてまいりたいと思ひます。

それから御指摘の、構造改善事業の不始末を来たしておる事例をあげての御質問でございします。団地計画は、当初の段階で、経済の不況等の影響によりましてその規模を縮小せざるを得なかつたといふ、あるいは一、二のものが土地を他に転用したといふような不心得なものがあつたことは、たいへん残念でございしますが、今後は十分実態を究明の上、指導に遺憾なきを期したいと思ひます。

それから技術対策でございしますが、近江議員御指摘のように、この技術水準の向上こそが、わが国の中小企業ばかりでなく、経済全体の死命を制するものであると私も確信いたしておるのでございまして、公設試験研究機関、共同研究所の人的拡充、予算的充実に極力つとめております。が、中小企業者自身の技術開発についても、鋭意助成の措置を講じてまいりたいと思ひます。

それから倒産問題でございします。この問題は、昨年度以来、幸いに落ちつきを示しております。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

中小企業基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度中小企業施策についての演説に対する近江巳記夫君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

四九二

れども、資金調達力の弱さ、経済環境に対する適応力のおくれ、こういったものを根本から直してかからなければいけぬわけでございます。近代化、合理化の促進、金融の円滑化を本格的にはかってまいりますことはもとよりでございますが、一定規模以上の倒産発生の場合は、中小企業信用保証法の特例措置を援用いたしまして、配慮をいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣原健三郎君登壇〕

○国務大臣(原健三郎君) 近江さんにお答え申し上げます。

中小企業の労働力が不足いたしておる、それを確保する方策いかん。基本的なことは、いま総理大臣からお答えがありましたとおりでございます。私どもとしては、通産大臣からも話がございますが、そういう基本的な政府の施策に対応して、労働省といたしましては、次のような諸施策を積極的に進めていきたい、こう思っております。

その第一は、輸出等主要産業の中小企業に対する窓口指導と援助を強化いたしたいと思っております。

その第二は、国が設置する雇用促進住宅の貸与、また中小企業レクリエーション・センター等福祉施設を増強いたしたい。

その第三、雇用促進融資の重点的貸し付け、すなわち、昭和四十三年度には総額百三十億円の約八五%を中小企業向けに貸し付けをいたしております。

その第四、中小企業を行なう職業訓練に対する助成の強化、運営費補助、一人当たり四十三年度には三千二百円でございますが、四十四年度には六千四百円の補助を出しております。

その第五、若年労働者の職業適応の援助、それには中学卒就職者全員に対する働く青少年手帳というものを今度新たに交付することになっております。また、全国の公共職業安定所における年少就職者相談室を新たに設置いたします。さらに、

年少就職者相談員を配置する。これは昭和四十四年には新たに三百人をふやします。

以上のようなるもの対策を積極的に進めてまいり考えであります。そして中小企業の健全な発展、育成をはかりたい、こう考えております。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 西郷吉之助君
外務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 福田 赳夫君
厚生大臣 斎藤 昇君
農林大臣 長谷川四郎君
通商産業大臣 大平 正芳君
労働大臣 原 健三郎君
自治大臣 野田 武夫君
国務大臣 菅野和太郎君
出席政府委員
内閣法制局第四部長 角田礼次郎君
中小企業庁次長 新田 庚一君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十八日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。
昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算

昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和四十一年度政府関係機関決算書

一、去る十八日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。
昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和四十一年度国有財産無償貸付状況総計算書
(意見書受領)

一、去る十八日、内閣から、地方財政法第二十条の二の規定に基づく意見書を受領した。

(常任委員辞任)
一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員
柳田 秀一君
中谷 鉄也君
大蔵委員
小松 幹君
岡澤 完治君
文教委員
岡澤 完治君
農林委員
岡澤 完治君
春日 一幸君
商工委員
中谷 鉄也君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
予算委員
北山 愛郎君
一、昨十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
坂田 英一君
藤枝 泉介君
西村 榮一君
岡澤 完治君
中川 一郎君
中谷 鉄也君
外務委員
中谷 鉄也君
小濱 新次君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

大蔵委員
佐藤觀次郎君
文教委員
広川シズエ君
岡澤 完治君
藤枝 泉介君
農林水産委員
菅波 茂君
小濱 恵三君
商工委員
中谷 鉄也君
運輸委員
福家 俊一君
渡海元三郎君
通信委員
古川 文吉君
福家 俊一君
建設委員
田中 武夫君
永江 一夫君
西村 榮一君
予算委員
柳田 秀一君
岡澤 完治君
春日 一幸君
大蔵委員
北山 愛郎君
柳田 秀一君
文教委員
西村 榮一君
岡澤 完治君
商工委員
岡澤 完治君
通信委員
柳田 秀一君
建設委員
小川新一郎君
中谷 鉄也君
中野 明君

予算委員
一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
山田 太郎君

法務委員
中川 一郎君
三ツ林弥太郎君
岡澤 完治君
吉田 之久君
坂田 英一君
柳田 秀一君

外務委員
伊藤惣助丸君

大蔵委員
堀 昌雄君

文教委員
坂田 英一君
西村 榮一君
藤波 孝生君
農林水産委員
小淵 惠三君
菅波 茂君
商工委員
柳田 秀一君
運輸委員
渡海元三郎君
福家 俊一君
通信委員
福家 俊一君
古川 丈吉君

建設委員
小川新一郎君

予算委員
佐藤觀次郎君
藤枝 泉介君
廣川シズエ君
岡澤 完治君
小澤 貞孝君
永江 一夫君
中谷 鉄也君
玉置 一徳君

建設委員
中野 明君

建設委員
永江 一夫君
田中 武夫君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

建設委員
松本 忠助君

一、昨十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員
古内 広雄君

科学技術振興対策特別委員
小林 信一君
吉田 之久君
福岡 義登君
石炭対策特別委員
米田 東吾君
古川 喜一君

産業公害対策特別委員
阿本 富夫君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

産業公害対策特別委員
松本 忠助君

(斉藤正男君外八名提出)
公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案(斉藤正男君外八名提出)
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)
学校警備員の設置に関する法律案(斉藤正男君外八名提出)
一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公害紛争処理法案(角屋堅次郎君外十二名提出)

(議案受領)
一、昨十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
最低賃金法案(河野正君外十一名提出、衆法第一三三号)
社会労働委員会 付託
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
運輸委員会 付託
簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
通信委員会 付託
石炭鉱業国有法案(多賀合眞君外十四名提出、衆法第六六号)
日本石炭公社法案(多賀合眞君外十四名提出、衆法第七七号)
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

法律案(内閣提出第三七号)
以上四件 石炭対策特別委員会 付託
一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(参議院送付)
地方行政委員会 付託

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)
以上二件 大蔵委員会 付託

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第一四号)
公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第一五号)
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第一六号)
公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案(斉藤正男君外八名提出、衆法第一七号)
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第一八号)
学校警備員の設置に関する法律案(斉藤正男君外八名提出、衆法第一九号)
以上六件 文教委員会 付託

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
社会労働委員会 付託

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
商工委員会 付託

一、昨十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
公害に係る健康上の被害の救済に関する法律案(小平芳平君外一名提出、参法第一号)(予)

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

産業公害対策特別委員会 付託

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

(条約送付)
一、去る十八日、参議院に送付した条約は次のとおりである。
日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)
一、去る十八日、第六十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。
日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案
一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
所得税法の一部を改正する法律案
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
最低賃金法案(河野正男君外十一名提出)
石炭鉱業国庫法案(多賀谷眞稔君外十四名提出)
日本石炭公社法案(多賀谷眞稔君外十四名提出)
一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)
公立の特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(斉藤正男君外八名提出)
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)
公立の特殊教育諸学校に係る教育費国庫負担法案(斉藤正男君外八名提出)
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(斉藤正男君外八名提出)

学校警備員の設置に関する法律案(斉藤正男君外八名提出)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
一 本案は、地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務処理の適正迅速化及び能率化を図るため、現在三人以上九人以下の委員で組織することとなつてゐる委員会を三人以上十二人以下の委員をもつて組織することに改めるとともに、委員のうち法務大臣の指名する者が事務局長を兼務することとされてゐるのを改め、専従の事務局長を置く等の措置を講じようとするものである。
なお、本案は昭和四十四年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由
一 本案は、地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務の適正化及び能率化を図るため、同委員会を組織する委員の定数を増加するとともに、同委員会の事務局長に専任の事務局長を置くこととするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和四十四年三月十八日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 石井光次郎殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
一 本案は、高等裁判所における訴訟事件の適正迅速な処理を図るとともに、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処する等のため、裁判所職員の員数を増加しよ

うとするもので、その内容は次のとおりである。
1 判事の員数を一五人、簡易裁判所判事の員数を二八人計四三人を増加する。
2 裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所書記官四三人、家庭裁判所調査官三〇人及び裁判所事務官四六人計一八九人を増加する。
3 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由
一 本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しよとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
昭和四十四年度裁判所関係予算に一億四千六百九十二万五千円を計上してゐる。
右報告する。
昭和四十四年三月十九日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 石井光次郎殿

三 議案の可決理由
一 議案の要旨及び目的
本案は、絹糸価格の安定が蚕糸業の振興に重要な役割を果たしてゐる実情にかんがみ、繭及び生糸の価格安定機構の簡素化、合理化を図るため、従来、絹糸価格安定法及び日本蚕糸事業団法に基づいて国及び日本蚕糸事業団(以下「事業団」といふ。)がこれらの価格の安定を図るために分担実施してきた生糸の買入れ及び売渡し、繭の保管に要する経費の助成、委託による乾繭の売渡し等の業務を事業団に一元的に行なわせることとし、これに伴ひ事業団の組織、業務等に関する規定を絹糸価格安定法中に吸収し、糸価安定特別会計法を廃止するとともに、

四九四

事業団の債務につき政府が保証する措置を新たに講ずる等所要の規定を整備しようとするものであつて、その改正の主な点は次のとおりである。
(一) 繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置
1 生糸の買入れ及び売渡し
事業団は、生糸の価格の異常変動の防止を図るため、安定下位価格で生糸を買入れ、生糸の価格が安定上位価格をこえ又はこえるおそれがある場合には、一般競争入札その他の方法で売り渡すこと。
2 買入れの対象となる生糸
事業団が安定下位価格で買入れることのできる生糸は、国内において製造された生糸であつて、輸出検査を受けたものに限り、
3 外国産生糸に対する措置
政府は、外国産生糸の価格の低落等により輸入が増加することによつてわが国の蚕糸業の経営の安定に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、必要があるときは、生糸の輸入に關し必要な措置を講ずること。
(二) 繭及び生糸の価格の中間安定を図るための措置
1 中間安定のための業務
従来日本蚕糸事業団に規定されてゐた繭及び生糸の価格の中間安定のための生糸の買入れ及び売渡し、乾繭の受託による売渡し等の業務について、同内容の諸規定を設けること。
2 買入価格等の名称の変更
従来日本蚕糸事業団法において、(一)の業務のうち生糸の売買に關し、事業団が定めることとされてゐた買入価格の名称を中間買入価格、標準売渡価格の名称を標準中間売渡価格と変更すること。

二 買入価格等の名称の変更
従来日本蚕糸事業団法において、(一)の業務のうち生糸の売買に關し、事業団が定めることとされてゐた買入価格の名称を中間買入価格、標準売渡価格の名称を標準中間売渡価格と変更すること。

三 買入価格等の名称の変更
従来日本蚕糸事業団法において、(一)の業務のうち生糸の売買に關し、事業団が定めることとされてゐた買入価格の名称を中間買入価格、標準売渡価格の名称を標準中間売渡価格と変更すること。

三 買入価格等の名称の変更
従来日本蚕糸事業団法において、(一)の業務のうち生糸の売買に關し、事業団が定めることとされてゐた買入価格の名称を中間買入価格、標準売渡価格の名称を標準中間売渡価格と変更すること。

3 買入の対象となる生糸

中間買入価格で買入れることのできる生糸は、国内において製造された生糸であつて輸出検査を受けたものに限定すること。

(三) 事業団の組織、役員及び財務等に関する諸規定の整備

1 事業団の組織、役員及び財務会計

従来日本蚕糸事業団法に規定されていた事業団の組織、役員、財務会計等について、同内容の諸規定を設けること。

2 区分経理

繭及び生糸の価格の異常変動の防止のための業務と中間安定のための業務について、それぞれ、経理を区分して異なる勘定において整理することとする。

3 資本金の追加等

糸価安定特別会計の廃止に伴い、政府から追加出資される三十億円については、(二)の異常変動の防止のための業務に係る勘定において経理することとする。

4 勘定間における積立金等の整理

事業団の業務の円滑な運営を図るため、特に必要があるときは、異なる勘定間の相互において繰越欠損金を与めるために積立金を減額して整理することができるとする。

5 政府の債務保証

政府は、事業団の異常変動の防止に関する業務に係る債務について、保証することができることとする。

四 その他

1 従来日本蚕糸事業団法に規定されていた輸出生糸の買入れ及び売渡しの業務について、これまでと同内容の諸規定を設けることとする。

2 糸価安定特別会計法及び日本蚕糸事業団法を廃止することとする。

3 以上のほか事業団の業務、経理等に関する諸規定を整備し、並びに糸価安定特別会計法及び日本蚕糸事業団法の廃止に伴う経過規定を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、蚕糸業の状況等にかんがみ、時宜を得た妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度末における糸価安定特別会計の保有現金の見込額約四十二億円のうち、約十二億円は特別会計整理収入として、昭和四十四年度一般会計の歳入に計上されている。なお、三十億円は日本蚕糸事業団に政府出資として出資する。

右報告する。

昭和四十四年三月十九日

農林水産委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、日本蚕糸事業団がその機能を十分発揮しうよう、その自主的な運営を尊重するとともに、左記各項の実現に努めるべきである。

記

- 一 農産物の需要と生産の長期見通しに即した繭の増産施策を促進するとともに、養蚕経営、製糸業の近代化と合理化を推進し、これが達成に必要な予算の確保その他の措置を講ずること。
- 二 最近における外国産生糸等輸入の増大の傾向にかんがみ、繭糸価格安定制度による価格安定の効果が増進されることのないよう必要があるときは、時宜を失せず生糸の輸入規制等の措置を講ずること。

三 生糸及び乾繭の取引所に対する指導をさらに強化して、その投機的要因の除去に努めること。

右決議する。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、昭和三十八年第四十三回国会で承認された漁港整備計画を全面的に変更しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 昭和四十四年度以降五年間に、総事業費約一、五〇〇億円をもつて三七〇港の漁港を全国にわたる計画的に整備拡充し、その機能を増進させ、もつて漁業生産の増大と経営の近代化に資する。
- 2 三七〇港の内容は、第一種漁港八三港、第二種漁港一四四港、第三種漁港七五港、特定第三種漁港一港及び第四種漁港五七港である。

二 本件の議決理由
漁業情勢の進展に即応するため、漁港整備計画を全面的に変更して、漁港を整備拡充することとは適切な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件には別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十四年三月十九日

農林水産委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議

わが国水産業の積極的な振興を図るため、漁業の根拠地である漁港を漁業情勢の進展に即応して計画的に整備拡充することは、最も重要な水産施策の一つである。

よつて、政府は、昭和四十四年度以降五年間に整備しようとする新漁港整備計画の実施にあつては、特に左記事項について万遺憾なきを期すべきである。

記

- 一 今回の漁港の整備計画は、修築事業、改修事業および局部改良事業を含めて、五年間に総事業費二、三〇〇億円のうち国費約一、四〇〇億円余を要することにかんがみ、特に、次年度以降においては毎年度適正な事業の進捗を図るため必要な予算を確保し、目標期間内における計画の完遂を期すること。
- 二 最近における漁船遭難事故の発生状況に徴し、漁港整備事業の実施にあつては、特に事故防止に必要な施設の早期整備に努め、海難事故の防止に資すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都の特殊性にかんがみ、都の議会の議員の定数について特例を設けることとする。とともに、直接請求制度等に所要の改正を加えるほか、地方公共団体が処理すべき事務についての規定等を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公共団体の処理する事務の例示中に消費者の保護と貯蓄の奨励を加えるものとする。
- 2 市町村は、議会の議決を経て行政運営の基本構想を定め、これに即して事務を処理するようにならなければならないものとする。

昭和四十四年三月二十日 衆議院會議録第十六号 議案に関する報告書

3 市町村長があらたに生じた土地を確認した場合の自治大臣への報告、議会の会議の結果の自治大臣又は都道府県知事への報告を廃止する等許可、報告事項の整理を行なうものとする。

4 公職選挙法に定める選挙が行なわれる場合は、一定の期間、当該選挙が行なわれる地域では、直接請求のための署名を求めることができないものとする。

5 都にあつては、特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として、条例で議会の議員の定数を増加することができるものとする(定限百三十人)。この場合において、次の人口調査までの間は、特別区の人口は、自治大臣が推計して告示した人口によるものとする。

6 地方公共団体の議会の議員の選挙区ごとの定数について、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるものとする。

7 税関の支署並びに税務署及びその支署を、その設置について国会の議決を要しないものとされている国の地方行政機関に加えるものとする。

8 港湾法に基づく入港料その他の料金等及び土地改良法に基づく土地改良事業に伴う徴収金等を地方税の例により滞納処分することができるものとする。

9 法令の制定及び改廃に伴い地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加えるものとする。

10 その他関係規定の整備を図るものとする。

11 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
地方行政に係る制度の合理化と規定の整備を行なおうとする本案の趣旨は妥当と認め、原案

のとおり可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和四十四年三月二十日
衆議院議長 石井光次郎殿
地方行政委員長 鹿野 彦吉

衆議院議長 石井光次郎殿
地方行政委員長 鹿野 彦吉

衆議院會議録第十五号(一)中正誤

三六	段 行	誤	正
三六	三 末 九	審 施	実 施
三六	二 五	報告書の公表を要求するもの	報告書の公表を要求するもの
三六	一 七	産炭地域	産炭地域
三六	一 七	折衝	折衝
三六	一 七	山ととともに	山ととともに
三六	三 末 四	ございませうか	ございませうか
三六	三 末 三	ございませうか	ございませうか
三六	一 八	公共企業	公営企業
三六	三 末 九	これを	これは
三六	二 八	経済	経済
三六	二 末 三	あつて	あつて
三六	二 末 三	野口 武夫君	野田 武夫君

定価 一部 四十円
(送料別)
発行所
東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号 一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可